

議事日程第2号

平成17年12月6日(火)

第1 市政一般に対する質問

佐藤 巳次郎

吉田 清孝

三浦 一郎

中田 謙三

船木 重秋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(37人)

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 佐藤 巳次郎 | 2番 高野 寛志 | 3番 夏井 清勝 |
| 4番 大淵 與吉 | 5番 三浦 利通 | 6番 吉田 清孝 |
| 7番 佐藤 寿男 | 8番 木元 利明 | 9番 中田 敏彦 |
| 10番 中田 俊雄 | 11番 戸部 幸晴 | 12番 船木 重秋 |
| 13番 三浦 一郎 | 14番 畠山 富勝 | 15番 吉田 孝一郎 |
| 16番 古仲 清紀 | 17番 船橋 金弘 | 18番 大森 勝美 |
| 19番 小松 穂積 | 20番 安田 健次郎 | 21番 佐藤 美子 |
| 22番 笹川 圭光 | 23番 船木 茂 | 24番 越後 貞勝 |
| 25番 三浦 悦朗 | 26番 船木 正博 | 27番 柳 楽芳雄 |
| 28番 佐藤 善市郎 | 29番 鎌田 清太郎 | 30番 竹村 健一 |
| 31番 相澤 哲夫 | 32番 佐藤 俊一 | 33番 加藤 春吉 |
| 34番 中田 謙三 | 35番 高桑 國三 | 36番 吉田 清美 |
| 37番 杉本 博治 | | |

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

| | |
|--------|-------|
| 事務局 長 | 菅原 政義 |
| 次 長 | 加藤 謙一 |
| 局長 補 佐 | 小玉 一克 |
| 主 査 | 畠山 隆之 |
| 主 査 | 湊 智志 |

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|--------|-----------|-------|
| 市 長 | 佐藤 一誠 | 助 役 | 佐藤 文衛 |
| 収 入 役 | 伊藤 正孝 | 教 育 長 | 高橋 金一 |
| 監 査 委 員 | 加藤 金一 | 企 業 管 理 者 | 小野 忠儀 |
| 総務企画部長 | 板橋 継喜 | 市民福祉部長 | 三浦 正勝 |
| 産業建設部長 | 山口 浄児 | 若美総合支所長 | 畠山 信英 |
| 病院事務局長 | 中川 良一 | 教 育 次 長 | 宇佐美金治 |
| 企 業 局 長 | 西方 文太郎 | 農業振興局長 | 三浦 光博 |
| 企画政策課長 | 高桑 直廣 | 総 務 課 長 | 沖口 重博 |
| 財 政 課 長 | 武田 英昭 | 福祉事務所長 | 今泉 金正 |
| 農林水産課長 | 清水 博己 | 地域振興課長 | 加藤 透 |
| 病院総務課長 | 夏井 八洲夫 | 会 計 課 長 | 佐藤 隆二 |
| 選管事務局長 | 佐藤 龍雄 | 監査事務局長 | 小坂 幸明 |
| 農委事務局長 | 佐藤 康利 | | |

午前10時 2分 開 議

○議長（杉本博治君） これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 皆様おはようございます。

本日の議事に入ります前に、特にお許しをいただきまして、福川地区における有機塩素系農薬の汚染についてご報告申し上げます。

このたびの埋設農薬は、昭和47年に国の指導のもと、福川土地改良区の隣接地に埋設処理したもので、埋設量は8トンと伺っております。地下水汚染については、これまで県による平成14年度、平成16年度の環境調査では検出されておりましたが、本年11月11日の地下水調査において、初めて検出されたものであります。検出された汚染物質はBHC、ヒ素、総水銀の3物質で、BHCにつきましては指針値0.0025ミリグラムに対し約15倍の0.038ミリグラムであり、ヒ素は指針値0.01ミリグラムに対し約3倍の0.033ミリグラム、総水銀は指針値0.0005ミリグラムに対し1.6倍の0.0008ミリグラムであることが、去る12月12日に説明されました。

県では同日午後より、地域住民に緊急説明会を開催し、地下水利用の制限を依頼し、また、飲用水による人体への影響については、継続的に飲用した場合、慢性中毒の可能性がありますが、水田、野菜等については影響がないとの説明でありました。今後の対策については、早急に遮水壁を設置し、汚染の拡大防止を図るとともに、汚染範囲の確定調査を行い、安全な方法での最終処分を実施するとのことでありました。

このたび、事態に対しましては、私は先日緊急に知事に面会し、地域住民並びに周辺地域の安全確保と、除去工事の早期実施について、万全を期するよう強く要請したところであります。

先ほど、12月12日と申しましたが、12月2日の誤りですので、訂正させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（杉本博治君） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（杉本博治君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告によって、順次質問を許します。

1番佐藤巳次郎君の発言を許します。1番

【1番 佐藤巳次郎君 登壇】

○1番（佐藤巳次郎君） おはようございます。

12月議会の1番バッターとして質問させていただきます。

最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

ことしもあとわずかとなりました。寒さも一段と加わり、昨年と比較すれば燃料費が大幅な負担増となり、各家庭では悲鳴をあげております。灯油、ガソリン、軽油等の値上げによる影響はどのぐらいになると推計しているのか。

また、高齢者世帯、生活保護世帯、低所得者、農漁業者、学校、保育園、福祉施設等への支援や補正予算等への対応は十分なされているのかお伺いいたします。

緊急な施策として取り組むべきであります。

次に、取り巻く経済雇用情勢、人口減少、少子高齢化等、課題は山積しております。来年は、新たな市民負担が5億円も増税となる中、市民の暮らしにとって重要な来年度予算の編成にあたって、方針の主要な課題は何かと認識しているのか、市長の見解をお伺いするものであります。

さらに、前日も伺っております市長の報酬費、市長交際費についての引き下げを市民は期待しておりますが、来年度からの実施についての市長の所見をお伺いいたします。

次に、旧簡保保養センターの入湯税未納問題について、お伺いいたします。

9月議会で取り上げて以来、魁新聞での報道、私たちが市民へ配布した市政リポートやアンケート等による市民の反響は大きく、事実関係の徹底説明と入湯税の未納分を取るべきだとの大きな声であります。

9月議会での市長等の答弁は、終始曖昧で簡保側に立っての答弁で、市長としての税に対する徴収の甘さは市職員も驚いているありさまであります。市民の納税意欲の減退につながるものとして心配するものであります。私は、平成10年12月に温泉

としてオープンした時点での入湯税の扱いに最大のポイントがあると指摘しましたが、このことについては、ほとんど明らかになっておりません。この最初の時点から、宿泊客からは入湯税を取っていて、日帰り客からは取っていなかったのとあります。当然、オープン前に簡保側との協議がされて、日帰り客からは市への入湯税の納入は免除することの合意がなされたと見られても仕方ありません。

そのときの協議、協議文書、市長の決裁文書の提出を求めるものであります。当然市長は知っているはずであります。

日帰り客の入湯税の免除については、男鹿市入湯税条例の変更であり、市長の決裁がなければできないものであります。市長はどうかかわってきたのか、なぜ免除したのか、明確な答弁を求めるものであります。

宿泊客からは取って、日帰り客からは取らないということは、全国で初めてのケースであります。簡保保養センターは、全国各地でつくられておりますが、入湯税での争いや宿泊客からは取って、日帰り客からは取らないケースはなく、すべて入湯税として納付していると伺っております。

なぜ、男鹿市でこの問題が発生しているのか、第三者の介在があったからこそ未納、免除が発生したと考える以外には考えられません。市長はどう思いますか。本当に介在した人がいないのか、改めて伺いますものであります。

また、平成14年2月4日付けで、簡保側に対して日帰り入湯行為については、男鹿市入湯税条例第3条第2項にあたるものとして確認し、通知するとした文書を出しているが、これは入湯税を免除するというもので、そうなりますと簡保だけでなく、他の温泉を抱えるホテルや市の国民宿舎、温浴ランドも同一の解釈が必要であり、日帰り客は免除の対象となると考えるがどうか。なぜ簡保だけとしたのか、説明してほしいのであります。

地方税法でも、市の条例でも、一方には免除、一方には課税ということはできないものであり、市長の判断を聞かせてほしいと思います。同一条例の中で、免除と課税の二本立ての解釈は出てこないものであります。

市長は、9月議会の答弁で、この2月4日付けの文書について、減免のことは記憶にない。自分で決裁していないと思うと答弁しているが、それに間違いないと理解していいのか、お伺いいたします。

また、市長は、未納分の徴収は困難との答弁をしておりますが、なぜ取ろうとしないのか、税法上は5年間遡って取ることができると思いますが、困難とする根拠を示していただきたいと思います。郵政公社に対し、未納分の請求をすべきと考えるが、市長の見解をお伺いいたします。いずれ、入湯税問題は、市長の政治姿勢を問われるもので、その政治責任はきわめて大きいと言わなければなりません。住民監査請求が今朝出されたとお伺いしておりますが、すべての情報を公開し、市民の納得のいく解決が強く望まれております。

次に、みなと市民病院への対応についてお伺いいたします。

同病院の医師3人、4人が相次いで退職されるとのことで、何たることだと驚き、なぜ集団でと、全く呆れると同時に怒りを禁じ得ません。集団退職についての原因、背景に何があったのか。事前に病院管理者である市長には、相談なり報告があって慰留の話し合いはなかったものか。退職予定者は何人になるのかははっきりさせていただきたいと思います。退職予定者の補充の見通しはどうか。秋田大学や県、国にも働きかけ、常勤医師の確保に全力を尽くさなければいけないと思いますが、市長はどう行動を起こしているのか、具体的にお伺いしたいのであります。

また、今後の病院運営をどうするのか、病院経営をどうするのか、市民は今までも病院の多額な赤字を抱えている中で、医師不足でさらに赤字が多くなると不安と心配を訴えております。

市長は、病院の危機的状況をどう打開していくのか、市長の責任は重く、市立病院としての市民の生命と健康を守る中核医療機関としての役割を認識し、全力で取り組んでほしいと思いますが、市長の取り組む決意をお伺いしたいのであります。

次に、市民の多くの方々から、私たちが出したアンケートが返ってきておりますが、一番多いのが、みなと市民病院についての意見欄で多く寄せられております。その中でも、医師への注文、医師不足の声が多くあります。

また、一部の看護師の対応の悪さについても多くあります。要望等も多く寄せられております。その中から以下についてお答え願いたいと思います。

1つ、以前から看護師についての意見は数多くありましたが、アンケートにも具体的な意見が寄せられております。恐い、生意気、知り合いにはいい顔をする、市民のためという気持ちが見えない、意地の悪い言動、態度、家族の立場になって考えてほ

しい等々、一部の看護師の対応が病院全体に大きく影響します。看護師研修はかなりやられていると伺っておりますが、効果が出ていないということなのか、お伺いいたします。

2つ目、待ち時間が長く、できる科から予約制ができないものなのかお伺いいたします。

3つ目、待ち時間が長いという意見も多いが、病院側ではその改善策を取っているのか、診察が終わって会計までの待ち時間が長いとの声が多いのであります。それに携わっているのは外部委託先の職員であり、みなと病院にはとりわけ事務に精通していない人を多く配置していると伺っております。委託を含め再検討すべきではないか。

4つ目、院内の売店に車椅子で買い物ができるようにしてほしい。身障者用の駐車場に一般車が駐車していて、不便で確保してほしい。小児科の診察に車で来て降りる際、子供を抱いて、持ち物を持っているので大変です。外に乳母車を用意してもらいたい。

5つ、医療相談窓口がどこにあるのかわからない。以前は入口近くにあったが、患者、家族にわかるように部屋を設けてほしい。医療相談は、今や病院の大事な仕事となっているはず。

6つ目、入院する際、生死にかかわる病気でないのに付き添いを付けてほしいと言われましたが、家庭の事情でどうしても無理と言ったが、どこまでも付き添いが必要と言われました。核家族化が進む中で、患者、家族の立場で対応してほしい。完全看護の病院であると思います。

7つ目、秋田市の病院に入院して、退院後はみなと病院に来ましたが、違う薬になり体調を崩しました。医師はその薬は扱っていない。この薬で十分と言って同じ薬にしてくれませんが、どうしてもだめでしょうか、等々の意見、要望がありますが、病院の対応を伺いたいと思います。

次に、子育て支援策についてお伺いいたします。

私たちのアンケートに寄せられた中で、子育ての支援の意見も多く切実であります。そのうち5点についてお伺いいたします。

アンケートには、現在船越小学校3年、児童クラブに入っていますが、来年は入ることができません。子供に家の鍵を預けるか、私が辞めて家にいるかどうかを選ばな

ければいけません。仕事をしている母親はたくさんいます。祖母や見てくれる人が近くにいれば安心ですが、私の場合、とても困ります。6年生まで児童クラブに入れるようにならないでしょうか。

また、別の方は、もう1人子供が欲しいけど、保育料やその後の児童クラブのことを考えれば産めない。夫婦で働かないとご飯が食べられないしと訴えております。特に、船越の母親からの声が多いのが、学童保育を高学年までにしてほしいという切実な訴えであります。船越に限らず、ぜひ高学年までにすべきと考えますが、市長はどう考えておられるのかお伺いいたします。

2つ目、休日保育をやってほしいとの声であります。来年、脇本保育園でも休日保育ができることで、若美町の保育園では以前からやっております。やっていない保育園の子供で、ぜひ休日保育に保育してほしいという場合、脇本や若美の保育園等で保育できるようにしてほしいと思っておりますが、市ではどう考えているのか。また、今後の休日保育の計画はどうなっているのかお伺いいたします。

3つ目、病後児保育についてであります。9月議会でも質問しましたが、共働き家庭では特に切実で、子供がインフルエンザや風邪、風疹、また、子供の退院後すぐ保育所にもやれず困っている家庭があるわけで、国でも病後児保育の支援、助成もあり、みなと病院や小児科医院との連携で、ぜひ来年度から実現してほしいと思っておりますが、市の対応を伺いたいと思っております。能代市や大館、鹿角市等はやられております。

4つ目、これから子育て支援策が取られることで、保育士の増員が必要です。現在募集しても応募がないのは、いないのではなく、労働条件が低すぎるからであります。臨時保育士の正職員化と、一生懸命頑張っている臨時保育士の労働条件のアップを強く望むものでありますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

5つ目、子供の出産費用についての声も切実であります。出産費用は、いったん病院等へ納めてあとで30万円戻ってきますが、若い夫婦に35万円の出費は大変です。やりとりなしの方法にすることはできないでしょうか。このことは以前にも私が質問しておりますが、委任立替払制度の実現を期待するものであります。

以上、5点にわたっての子育て支援策について、市長の意のあるご答弁を求めらるものであります。

最後に、図書館への電算システムの導入についてお伺いいたします。

図書館利用の多くの市民から、県立図書館とのインターネットによって結び、資料や図書の相互貸借、情報交換を行って、ネットワークの参入をぜひ早期に実現してほしいとの要望が出されております。聞くところによれば、県内で現在市立図書館の中で、電算化されていないのは男鹿市立図書館だけで、他市ではかなり以前からネットワーク参入がされていると伺っております。今や手作業による図書の貸し出し等は、市民サービスや学校での学習の上でも時代のニーズに応えられなくなっており、充実した図書館サービスを市民に提供する必要があると考えます。本市でも以前から電算導入が検討されているが、いまだ日の目を見ていない。なぜ遅れているのか、来年度に事業化できるよう強く望むものであります。市長の考えを伺うものであります。

また、市立図書館の改築計画には、計画には載っておりますが、建設時期をはっきりさせていただきたいと思っております。

以上で最初の質問といたします。ご答弁をよろしく申し上げます。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問の第1点は、私の政治姿勢についてであります。

まず、灯油、ガソリン、軽油等の値上げによる影響についてであります。店頭価格調査で昨年同期と比較しますと灯油は18リットル宅配で1千283円の27.1パーセント増、ガソリンは1リットル当たり128円、9.8パーセントの増、軽油は1リットル当たり104円、16.8パーセントの増となっております。灯油について調査したところ、宅配業者によれば、一般家庭での冬期間に使用する灯油につきましては、約1千300リットル程度と伺っており、約2万円の負担増になるものと思われまます。

次に、高齢者世帯、生活保護世帯、低所得者、農漁業者及び福祉施設等への支援につきましては、単に一地方都市が解決でき得る問題ではなく、国全体の対応が必要なものととらえております。したがって、市といたしましては、国、県の対応を見きわめてまいりたいと存じます。

また、小中学校や保育園につきましては、本定例会に予算を計上いたしております。いずれにいたしましても、灯油、ガソリン等の価格の上昇は、市民生活全般にわたり

大きく影響があるものと心配をしているところであります。

次に、平成18年度予算編成における主要課題についてであります。まず、予算編成にあたりましては市民生活優先を基本としながら、年内に策定する行政改革大綱に基づき、経費の削減を図るとともに、限られた財源の効率的な配分に努めるなど、財政の健全化に配意しつつ、当面の課題解決に向けて諸施策、事業に取り組んでまいり考えてあります。その主な課題といたしましては、人口減少の抑制や少子高齢化対策、地域産業の活性化への対応のほか、地域の均衡ある発展と速やかな一体性の確立など、新生男鹿市の基盤づくりや八郎湖周辺廃棄物処理施設の建設、男鹿駅前周辺整備事業、観光案内機能施設整備事業、男鹿温泉郷環境整備事業の推進、病院の経営健全化、保量川及び金川川の改良等、生活環境の改善など、定住対策、国体の成功に向けた取り組みなどを推進しなければならないものと存じております。

次に、私の報酬及び交際費についてであります。私を含めた特別職の報酬につきましては、経済情勢や他の状況を見きわめながら、他市の状況などを見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

また、市長交際費につきましては、これまで財政状況などを考慮し削減に努めてきたところであり、今後とも市民の皆様のご理解が得られるよう、より効果的、また適正な執行に努めてまいりたいと存じます。

ご質問の第2点は、旧簡易保険保養センターの入湯税についてであります。9月定例会においても答弁いたしました。入湯税は申告納入制度の目的税であり、旧簡易保険保養センターは、本市に平成10年11月14日付けで入湯税にかかる営業開始届けを提出、同年12月1日から天然温泉による営業を開始し、入湯税を納付しております。なお、開始するにあたっての協議文書などは存在いたしておりません。平成12年10月17日に行われた入湯税徴収事務実状調査により、日帰り客は課税対象外としていた事実を把握したため、市では同センターに日帰り客からも徴収し、納付するよう指導したものであります。しかしながら、同センターでは営業許可が一般公衆浴場となっており、市入湯税条例第3条第2号に規定する課税免除の対象になるとの見解であり、日帰り客の入館料400円には入湯税を含んでいないものとして納付していなかったものであります。入湯税条例第3条では、鉱泉であっても共同浴場、または一般公衆浴場に入浴する者には入湯税を課さないことになっておりますが、本

市には、これに該当する施設はなく、同センターに対しても徴収し納付するよう幾度となく交渉してまいった結果、平成10年12月1日から15年3月31日分までの申告のなかった日帰り客の入湯税については、同センターを誘致した経緯や国定公園内の貴重な観光施設であること、さらに利用者への負担増などを考慮して、早期かつ円満な合意を得るため、総合的に判断し、平成15年4月1日から徴収し、納入することで合意したもので、交渉相手は総支配人でありました。なお、交渉の過程において発行した平成14年2月4日付けの文書について、私は決裁しておりませんが、この文書と同じ内容の平成14年1月8日起案の覚え書きについては、結果的に取り交わすことにはならなかったものでありますが、決裁いたしております。

また、遡及課税について、地方税法第17条の5では、更正、決定、または賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以降においてはすることができないこととなっており、現時点では平成14年11月から15年3月分につきましては遡及して課税することになりますが、できることにはなりますが、入湯客の把握やこれまでの経緯から難しいものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の第3点は、男鹿みなと市民病院への対応についてであります。

まず、来春退職する医師についてであります。院内で定期的開催している幹部会議席上で、神経内科医師が平成18年2月末で、内科医師が来春をめどに、産婦人科医師からは、平成18年3月末に退職する旨の意思表示がありました。私は、病院からの報告を受け、各医師に個別に面会し、強く慰留に努めたものの決意は堅いものと受けとめております。このため、諸般の報告にも述べたように、私は秋田大学には今まで以上に、強く常勤医師の派遣をお願いしておりますが、医局でも余裕がないとのことで厳しい状況にあります。秋田県医務薬事課に対しましても、私も直接出向いて自治医科大学卒業医師の配置についてお願いをしているところであります。

さらに、厚生連病院との連携を強化するとともに、青森や栃木などを訪ね、情報収集に最大限の努力をしているところであります。

次に、市民からの病院への意見についてであります。

まず、看護師の対応についてであります。私は常々、患者さんの立場になって対応するよう指導しており、院内でも苦情や投書があった場合、看護師については、総看護師長が直接注意し、必要に応じて配置転換するなど対処しておりますが、今後さ

らに指導してまいりたいと存じます。

次に、予約制の導入についてであります。このことにつきましては、以前より市民からの要望があり、院内の患者サービス委員会で検討した経緯もありましたが、もっとも患者の多い内科では医師数が足りず、医師が必要な数に達するまでは困難との結論が出されており、予約制の導入は現状では難しいものと考えております。

次に、会計までの待ち時間についてであります。このことは、主に患者さんが集中する内科外来のことと思われませんが、診療が終わってから、その内容をコンピュータに入力する際の端末を増設して対応しておりますが、注射、投薬等、入力内容に誤りがあれば医療ミスに直結することになることから、一つ一つ確認しながらの操作になるため時間を要しているところであります。病院では、医療事務の委託先に対し、定期的に医事研修を実施するなど、職員の資質向上に努力するように指導しており、全力を尽くして待ち時間短縮に努めているところであります。

次に、売店で車椅子の買物ができないとの指摘につきましては、建物の構造上、大きく改築はできませんが、商品陳列台の配置等工夫して、スムーズに車椅子が通れるよう対応してまいります。また、身体障害者用駐車場につきましては、病院を利用する方々への周知を図り、確保に努めてまいります。また、乳母車につきましては、配置する方向で検討いたします。

次に、医療相談窓口についてであります。相談者のプライバシー保護のため、現在専用の相談室を設け対応しておりますが、窓口カウンターにわかりやすく表示して相談しやすい工夫をしてまいります。

次に、入院する際の付き添いについてであります。当院は、原則としては付き添いを付けないことになっておりますが、最近の傾向として高齢化と認知症の患者が増加し、ベッドから落ちたり、トイレ使用時に転んだり、点滴の針を抜いたりする例が増えております。また、他の施設から入院する患者さんは、慣れるまで徘徊することもあり、家族の付き添いをお願いしているケースもあります。

次に、薬の取扱いについてであります。通常どこの病院でも、医師、薬剤師による医事委員会を設置し、自分の病院で取扱う種類を決めており、他の病院で取扱っている薬品がみなと市民病院では取扱っていないケースも出てまいります。今後、患者さんからそのような要望がある場合の対応につきましては、医師や薬事委員会と協議し

てまいります。いずれにいたしましても、医師の確保をはじめ、さまざまな大きな課題が山積しており、これらを解決するため、私を先頭に病院全体で対応し、市民の命と健康を守る重要な施設として継続させ、市民が安心して利用できる病院づくりに最大の努力をしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の第4点は、子育て支援策についてであります。まず、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育についてであります。本事業の対象児童は、日中保護者が家庭にいない、主に小学校低学年児童といたしております。今後、ニーズを把握しながら、その必要性について検討してまいりたいと存じます。

次に、休日保育についてであります。現在本市における休日保育につきましては、玉の池保育園、及び若美南保育園で実施しており、いずれも他地区からの需要に対応できるようにいたしております。今後、休日保育につきましては、現在建設中の新脇本保育園で実施する予定であり、他地区からの申し込みにも応じてまいる所存であります。

次に、病後児保育についてであります。このことにつきましては、病後の回復期において、必要な保育を実施するものであり、新脇本保育園内で実施する予定といたしております。

次に、保育士の増員についてであります。低年齢児の増加や、延長保育などの特別保育事業に対応するため、臨時保育士を増員してまいりましたが、正職員につきましては、園児数や保育園、幼稚園の運営状況などを総合的に勘案し、今後の職員採用試験で対応してまいります。

また、臨時保育士の労働条件につきましては、本市の実情を考慮しながら検討してまいります。

次に、出産一時金の受領委任払制度についてであります。出産一時金につきましては、現在、出産費用の支払いに支障のないよう支払い日を設けず、随時支給するようにしていることから、退院前の支給も可能となっております。今後もこの随時支給について、より一層周知を図ってまいりたいと存じます。

ご質問の第5点は、図書館への電算システム導入についてであります。最近では、高度情報通信が進み、図書の検索や蔵書資料等がインターネットで公開されており、ご指摘のとおり、現在、本市以外の県内各市立図書館は、県立図書館との総合目録と

ネットワーク化されている状況であります。このことから高度情報化社会に対応するため、アクセスとして県立図書館のネットワークへの算入など、図書電算システム導入が必要であります。現在再度事業内容、コスト面等について調査検討しており、早期導入に向け努力してまいり所存であります。

また、市立図書館の建設時期についてであります。このことにつきましては、議会特別委員会と協議検討し、平成14年3月に策定した男鹿駅整備基本計画の活性化施設に図書館が位置づけられているところであり、今後、議会とも協議しながら、その実現に向け取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

先ほど、病院の薬の取扱いのところでは医事委員会の設置と申し上げましたが、薬事委員会でございますので、訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 再質問ありませんか。1番

○1番（佐藤巳次郎君） 再質問しますが、入湯税の問題についての答弁は、非常に私の質問に対して答えておられない部分もかなりあります。言ってみれば、私から言わせれば答弁不能と言わざるを得ない箇所もあるという感じがしてなりません。そういうことで、繰り返しの質問にもなろうかと思いますが、きちっと質問に対しては答えてほしいと思いますので、再度質問いたします。

入湯税の問題に入る前に、市長が市長の報酬費、交際費等の引き下げについて、他市の状況という話でありましたが、他市の状況はともかくとしても、市長自身がどう考えているのかと、高いのか、市民感情にすれば非常に高いという声があるわけで、率先して他市に先駆けても引き下げていくという気持ちがほしいわけです。交際費も同じです。450万という類似都市からすればですよ、大変な高い額です。削減に努めているのであれば、来年度からもっともっと下げていくというお答えがほしいわけですが、そこら辺についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、入湯税についてお伺いしますが、最初にはオープンした平成10年の12月時点での協議文書、決裁文書がないということでもあります。これは誠に不思議ですね。まるっきりないのか。全然協議のあとも市長の決裁、市長の決裁でなくても助役の決裁なり、その他の決裁も一切ないということなのかですね、お伺いしたいわけ

です。

平成12年に入湯税の調査を簡保に行って聞いていますね。日帰り入湯客に対して、どうして払ってないのかと聞いていますよ。この2年後です。この中の調査内容、あなたの方の資料を見ますとこうなってるんですね。日帰り、休憩、風呂のみについても、今後徴収するよう説明したが、センターの解釈では、日帰り等については課税しないものとしていたという簡保側の答えですよ。営業開始時における説明、または解釈等に問題があると思うので、再度伺って話し合いをすることにしたら、こう資料に書いてますよ。それで、再度行くと言っても、あとあなたの方から出てきた資料見れば1年間そのまま投げて、そのままにしていますよ。資料を見る限りですよ。ですから、12月、平成10年の12月オープン時点で何らの説明も何らしてないのかどうかですよ。必ず申請等があるわけでしょう。してるわけですよ。その時点で、入湯税についての納付について、当然あなたの方で納付の申告の用紙がありますね。それも当然いっているわけですよ。条例もちゃんと市の方でやったと思いますよ。その中でいろいろな話もされたと思うんですが、それらについても一切ないと、資料がないということですか。考えられないですよ。この時点が一番の問題なんですよ。ですから、そういうことで、先ほどの市長の答弁では、これは9月議会の答弁もそうですけれども、入湯税は申告納入制度だと、そういうことで納付はちゃんとされていると、こういうわけですね。それは、宿泊客からは申告して納まっているということで、ちゃんと納入されていると。されている、日帰り客がされていないわけでしょう。そこが問題なんですよ。

そこでですね、ちょっと待ってくださいね。すみませんね。それで、市の方では日帰り客から意見の食い違いで取らないとこう言ってますけども、入湯税条例にはですよ、ちゃんと日帰り客取らないという市の方で、それをわかってて納付しろと言ってるわけですね。それで、条例には、もしそういうふうに払わない場合ですね、地方税法によって払えということで、更正の決定ができるようになっているわけですね。それをあなたの方ではひとつもしてないわけですね。なぜしなかったんですか。条例でちゃんと納めなければいけないものを納めていない場合は、納めるということのできるわけでしょう。更正できるし、そのあとそれもだめなら市の方で計算して、このぐらい払えということまでできることになっているわけでしょう。それをなぜやってこ

なかったのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、後先なるかもしれませんが、いろいろの間、市と簡保側での交渉の経緯がありますね、12年、13年以降ですね。それで、交渉相手はすべて簡保側では総支配人と、そしてこちらの方は税務課担当ということになって、文書の取り交わしもしてますね。これはあれですか、簡保側の総支配人の権限というのはどこまであるんですか。税務課長の権限ってどこまであるんですか。免除の通知までして、課長名でしてますね。これは有効なんですか。市長決裁がしてないと、今市長言いましたね、市長の決裁はないのに、免除の通知を出しているわけですね。そういうことできるんですか。今までのやりとりが有効だと、免除できるんだとこういうことなんですか。その点をはっきりしてほしいわけです。

それから、こういう答えもしてますね。これ9月議会と同じ、今、私9月議会の資料を持ってますけれども、当センターを誘致した経緯や国定公園内の貴重な観光施設であること、さらに入湯税徴収により、地元利用者への負担増につながることを考慮して、早期かつ円満な合意を得るため、総合的に判断して1年間だけ取ったという意味の答弁してありましたね。これはどういう意味ですか。総合的に判断して1年間取ったと。その前の分はどうなんですか。あと取らないと、取れないということの判断で答弁したんですか。重大ですよ。それであなた方は、私はやりとりした文書は有効性がないと思いますけれども、その一つの、先ほど経営者でない同士の文書ですから、それともう一つですよ。条例の課税免除規定ですね。それは第3条の2号ですね、の解釈、それはあくまでも文書の通知のやりとりであってですよ。条例の解釈の通知なわけですね。しかし、実際発生している納税義務を免除した行政処分とは解釈できないと思いますけれども、できるんですか。文書で。実際払ってないこと、日帰り客については何年も払ってないことを、あなた方は承知しててですよ、それを免除通知で、すべてそれは過去の分は免除だと、こういうことにはなっていないでしょう。私は発生している納税義務を免除してきた、行政処分と、行政処分というか、市長決裁も何もない。そういうものは無効だと思いますよ。そして、仮に免除されるというものであればですよ、専門家に聞けばですよ、免除というものはその対象期間、免除額が明示されていなければいけないということになっていますよ。何もないでしょう。ただの通知文書ですよ、課長名の。それではとてもじゃないけれども、うまくな

いということですよ。

それから、この入湯税の3条の2号に該当するということで、免除したと。免除したとは言ってもですよ、一つの条例ですよ。日帰り客だけ免除したということなんですよ。簡保では宿泊客の入湯税はちゃんと納めてるんですよ。この第3条2号を該当するとすればですよ、宿泊客の入湯税だって取られないんですよ。何で取ったんですか。ほかのホテルや男鹿の国民宿舎、温浴ランド、すべてですよ。宿泊客、日帰り客すべて取られないですよ。この3条2号に該当するとすればですよ。そうでしょう。考えられないことをあなた方はやってるんですよ。ちゃんと説明してくださいよ。

まず答弁をお伺いしたいと思います。

それから、みなと市民病院の医師の充足についてですよ。非常に厳しい状況にあると、こういうことですね。私もそう思います。1人も常勤医師が来れないということの可能性もあるということなのか。それから、非常勤の医者も医師も派遣できないという秋田大学側の意向なのかですよ。そうすれば、辞めた人方の残りの方ですべてをやる、今までのスタッフでやっていくと、それにならざるを得ないと、こういうことなのかどうかですよ、ひとつお聞かせ願いたいです。市長は、3人が、3人辞めるということを行っていますね。ところが、町の話ではですよ、来年度中にもう1人辞めると、さらに今の院長は65歳だと、ことしで定年だと。院長も定年だから辞めるのが通常じゃないかと、そうならば5人になるとこう言ってますよ。院長は、今後なおかつ定年の院長というか、再度もう1年とか2年とかって頼むということなんですか。それを今の院長が受けるということなのかね、そのあたりひとつお聞かせ願いたいですよ。

それから、子育て支援について、学童保育の特に一番困っている船越ですね。ほかの方はある程度、学校の空き教室を利用したりしての空き教室が余裕があるので、高学年も入れているところもあります。船越は特別ですよ。それで、今現実としてはですよ、あの新しい建物の中に学童保育の部屋はありますけれども、それも満杯で、本町の町内の会館も利用してると。それでも大変だということになってますよ。それで、高学年に、4年生以上については受けないと言われているわけですね。これでは困るわけですよ。ですから、新しくあそこを建てる前は船越小学校の空き教室を使っていたわけですね。学童保育、分散するかもしれないけれども、当面の措置としてそうい

う方法だってあるんじゃないかと思えますけれども、そこら辺についてお伺いしたいと思えます。いずれ困る、そういう共稼ぎ家庭だけの家族だとすれば、働かなければ食べていけない、それは重々当局もわかると思えますので、ひとつぜひやってほしいなと思えます。

それから、図書館の関係ですが、この情報システムは具体的にはいつ頃から導入するということなのかお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 入湯税についてお答え申し上げます。

まず、協議文書についてでございますけれども、この協議、現在の資料の中には入湯税の営業開始届け等の資料がございますが、協議にかかるものについては保存されてございませんので、よろしく願います。

それから、入湯税の更正決定の件でございますけれども、これは、入湯税の合意を得るまでに一般公衆浴場についての見解の相違、これがございまして時間を要したと。それで、その合意の中で、結局誘致した経緯、あるいは国定公園の貴重な観光施設と、さらに利用者への入湯税について徴収していなかったということもございまして、利用者への負担増、これらを考慮して早期に合意を得るために判断をしたということでございます。

当時のことにつきましては、資料の中にございませんので、よろしく願いたいと思えます。

それで、税務課長、課長の文書について有効かどうかということでございますけれども、やっぱり団体として課長名で提出した文書については有効だと考えております。

それから、日帰りだけの免除をなぜしたのかというのは、これは資料ではちょっとわかりかねますが、徴収400円と、入場料の中には入湯税が含まれていなかったということも、1つの要因であったのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） 私からは、児童クラブの学童保育の関係についてお答え申し上げたいと思います。

現在、市では8カ所で学童保育の事業を実施しておりますけれども、お説のとおり船越児童クラブにつきましては、非常に申し込み者が多くて、大変4年生以上の児童については受け入れできないような状況でございます。他地区の7カ所で実施している箇所については、人数に余裕もございますので受け入れているところでございます。この船越児童クラブにつきましては、今後場所、あるいは他地区での隣接で実施している保育所との人数の調整、あるいは保護者の希望に沿えるような、そういう形でも検討しなきゃならないと思いますけれども、いずれ場所等のこともあって、その必要性について、今後検討してまいりたいと考えてますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

まず、報酬の件でございましたけれども、この件につきましては、いずれ近々検討してまいりたいと存じます。

それから、病院の医師の常勤の件でございますが、大変今先ほど説明しましたように厳しい状況でございますが、もしかして常勤が不可能な場合は非常勤ということで、それに対応せざるを得ないだろうということでは、大学病院の方でも言っております。何とか不便にならないように、非常勤でも何とかひとつ対応してくれるということも言っておりますので、その辺また確定した時点で皆様にお知らせしてまいりたいと思っております。なお、院長につきましては、引き続きお願いしたいということで、今お話しておりますので、何とか頑張っていたきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、図書館のシステムの導入につきましては、できるだけ早くできるように対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。1番

○1番（佐藤巳次郎君） お伺いいたします。

非常に入湯税については、今の答弁では、非常に答弁にはなっていないということです。平成10年の12月のオープン時の協議文書、決裁文書が全くないと。調査してくださいよ。調査したんですか。資料がないとすれば、当時の担当者、助役も含めてですよ、当時の、ちゃんと事情聴取しましたか。聞いてください。それでないと解明されないでしょう。一番の大事なところなんです。だから言っているでしょう、あなたの方で12年に調査した時点での簡保側の答え、何と言ってるかと。課税しないものとしていたと答えてるんですよ。課税しないものとしていた。これは、相方協議しなければ出てこない答えですよ。ましてや、前から言っているように、簡保は全国いたるところでやっていますよ。そしてちゃんと入湯税納めてるんですよ。泊まり客とか、宿泊客とかって関係なく。男鹿市だけが、この問題でそのまま未納になっているわけでしょう。誰か人がそこに第三者が入らない限り、そのままずっと入ってきたはずなんです。そこも全然解明、答えようもしないわけですね。介在した人間がいるのかどうかということについても一言も答えてないですよ。これでは、解明にならないでしょう。調査してくださいよ。どういう理由で、オープン時に日帰り客は取らないのかですよ。

それから、この条例ですよ。第3条の2号というのは、傍聴者もいるので読みますけれども、次に掲げる者に対しては入湯税を課しないと。共同浴場、または一般公衆浴場に入湯する者と。この人については入湯税は取らないと。一般の公衆、銭湯等ですよ。銭湯。銭湯は温泉でないんですからね。それらについては取らない、これは当たり前のお話ですね。これをあなたの方で該当させたわけでしょう、これに無理無理。直前まであなた方は県にも行って、取らないということはだめだ、ちゃんと取りなさいと県にも言われてるでしょう、あなた方。それを一転して文書出してるんですよ。それにも誰かかれか、はまらない限りこういう問題は起こりませんよ。全く不思議ですよ。ですから、この入湯税が、日帰り客も入湯税も一緒の条例ですよ。それで、何で片一方だけ免除するんですか。免除するんだったら皆一緒にしないといけないでしょう。簡保だけでなく、すべてのホテル業者、市の温泉関係の国民宿舎、温浴ランド、違いますか。そこをはっきりしてくださいよ。条例上、どう解釈すればいいですか。どこに片方だけいいと書いていますか。

それから、先ほども言いましたけれども、この解釈の通知文書ですね、免除の規定

文書というのは、あくまでもこれは解釈の通知だけであったと。条例の解釈を通知しただけの話であって、納税義務を免除した行政処分にあたらないと。市長も判も押しでないだし、これ有効でないということを言ってるんですよ。相手だって、総支配人と取り交わしているでしょう。総支配人、経営者ですか。経営者はちゃんと簡保事業団というのがあって、その理事長がちゃんといるわけでしょう。その人が経営者ということで、あなたの方に届けてるでしょう。経営者でなければ特別徴収義務者にならないんですよ。簡保の総支配人はあくまでも管理人だって書いてるでしょう。管理人ですよ。それと話し合いして、文書やりとりしてどうなるんですか。経営者と交渉しないでどうするんですか。

以上で終わります。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 10年の12月時点でございますけれども、このときにつきましては、開始届けが来た段階で聞き取り調査の結果は、条例等は渡したということ聞いております。

ただ、説明はしたということでございますが、時間が経っておりまして、明確なことはよくわからないというのが結果でございました。

それから、見解の相違がございまして、温泉及び鉱泉の入湯客の入湯行為、これであっても一般公衆浴場、またはここに共同浴場等における入浴は除外、課税客体からは除外すべきであり、というような解釈もございます。こういうのを簡易保険保養センターの方で誤解しておった部分もあります。それで、そういうことでの私どもの方との調整に時間を要して、最終的な判断のもとに合意をしたということでございますので、よろしく願います。

以上でございます。

（「議長、答弁漏れあります」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 調査することはしなければ。

（「調査するとしなくてもあるけれども、その条例の3条2号の解釈、宿泊客と入湯、日帰り客と宿泊客とのね、条例1本、1本しかないものをですよ。こっちは取って、そっちは取られない。」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 1番さん、予算委員会もあるし委員会もあるからね。

（「だけれども、聞いているから、答えてないからね、聞いてくれ」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 答えるだけ固まってない。

（「それは議長の話だ。こっちに答弁させてください。」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） あなたたちするならする、されないならされない、何といつまでも1人にかかって。するならする。されないならされない。必要ないならないでちゃんとすればいいでしょう。

板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 当時の担当者ということで、一応私どもの方でもお聞きいたした結果を今、申し上げましたので、ご理解いただきたいと存じます。

（「条例解釈出てこないよ。」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 1番佐藤巳次郎君の質問を終結いたします。

次に、6番吉田清孝君の発言を許します。6番

【6番 吉田清孝君 登壇】

○6番（吉田清孝君） 通告の順序に従いまして一般質問をいたしますので、誠意あるご答弁をお願いいたします。

3月22日に合併し、新市になって8カ月余り、本当に月日の経つのは早く、まさに「光陰矢の如し」であります。

市長も無投票当選を果たし、4期目に入ってから平成17年度も12月と3月議会を残すのみとなりました。市長のパフレットに示されている選挙公約を拝見いたしますと、市長は住民と行政がまちづくりに対して認識を同じくし、互いに力を合わせ、豊かで住み良い地域共同社会の実現のため、粉骨砕身取り組むと決意が述べられております。4期目がスタートしての初年度、合併前の予想とは、はるかに超える厳しい財政事情の現実と、理想を追い求めることへの困難さがあるかと思いますが、この8か月間余りが過ぎ、新生男鹿市の現状をどのように認識し、これからどうやって市政の舵取りをしていかれようとしておられるのか、その決意と考えを示していただきたいと思っております。

新市建設計画の中で、将来都市像を自然、文化、食を大切にする観光交流都市の形成を目指しております。その中での食の部分についてお伺いたします。

同計画では、おいしい食をはぐくみ届けるまちを目指すとして、近年においてより豊かな生活を送るためのキーワードとして食があげられ、安全で健康な食生活が求められている。新市では、稲作をはじめ、野菜や果樹、葉タバコなどを生産する戦略的な農業が展開され、また、沿岸においては荒海育ちの海産物が、その新鮮さとおいしさを訪れる人たちを楽しませているとして、消費者の高度な需要に応じることのできる農林水産物の多彩な組み合わせを提案し、妥協のない食へのこだわりを全国へ届けるまちを目指すとしております。今や生産履歴を示すトレーサビリティシステムの導入を進めている地域が増えておりますが、これらはすべて消費者保護、言い換えれば消費者の安全を保障することで、商品の評価を高めようという考えであります。

合併で新たに誕生した新男鹿市にとって、地域イメージをどのように向上させ、活性化につなげるかは地域の将来がかかったきわめて大事な課題であると思います。

また、農業や水産業と結びつけた観光の振興を図らなければならないところでもあります。そうした考えのもとで、大きな目的として食の地域ブランド化を図る努力が必要ではないでしょうか。地域ブランド商品と言われるものについては、県内では稲庭うどん、比内地鶏、横手の焼きそば、全国的には夕張メロン、魚沼産コシヒカリ、前沢牛、関鯖、関鮎など、いろいろあろうかと思えます。男鹿市では何か地域ブランド化を目指した商品があるでしょうか。あるとしたら、それらの商品と、これからの戦略をお聞かせ願いたいと思います。参考までに、大分市佐賀関半島における関鯖、関鮎は、十数年前からキャンペーンに取り組み、今や全国に名を轟かす水産ブランドを確立しております。先駆的な取り組みの背景には、漁民や自治体の地元漁業に対する大きな危機感や質の良い魚をとるためのたゆまぬ研究、努力、また、消費動向を読み、商標登録まで行う行動力があつたと言われております。また、隣の青森県においては、生産、流通、販売、消費関連の団体関係者や学識経験者らで構成する青森県総合販売戦略会議を設置し、攻めの農林水産業を目指して、その競合方針として、1、市場競争に打ち勝つ販売活動の強化、2、安全、安心の青森品づくり、3、山、川、海をつなぐ水環境システムの再生保全、4、農林水産業を担う革新的な経営体の育成、5、農林水産資源を生かした新たな産業づくりなどを柱にして、消費者に信頼される

安全安心な製品の提供や農林水産業の基礎となるきれいな水資源の確保に着目して、北の食材、青森ブランドを目指して振興策を打ち出しております。

新市建設計画の中で、活力あふれる産業づくりや食の生産拠点ゾーンとしての位置づけをして施策を講じるとしておりますが、具体的な取り組みが見えていないように思われます。市には、なまはげという全国に名を成すブランドがあります。しかし、もうなまはげというブランドに頼らない気構えが必要なのではないでしょうか。地域の食のブランドをつくるために努力してほしい、そうでなければ、市長が示したマニフェストである農林水産業5パーセントの所得アップは図れないのではないかと思います。この機会に市長が示されたマニフェスト5パーセントの所得アップの4年間における具体的な計画、予算とその成果など道筋を示していただきたいと思っております。

次に、町内会館の建設についてお伺いたします。

地方分権の推進により、今以上に政策形成過程等への住民の広範な参加を促し、行政と住民の連携、協力関係を強化する必要があります。住民の自治意識を高め、もっとも身近な地域コミュニティー、社会福祉、生活環境等の活動に住民参加を促し、これを支援することは大変大切なことと思っております。その中核、その活動の中核の施設となるのが町内会館であります。明年建設が予定されている道村地区、さらには宮沢地区のコミュニティーセンターの建設計画の内容をお聞かせ願いたいと思っております。

先月6日、船越において船越振興会主催の地域フォーラムが開催され、市長が出席できず、助役が出席されました。その席で、船越内子団地集会所建設の要望が出されております。当該地区は現在、世帯数162世帯、そのうち約40パーセント、63世帯が市営及び県営住宅の世帯であり、児童生徒の多いところであり、これからもまだまだ世帯が伸びるところでもあります。建設用地も確保されており、この機会に集会所を建設していただきたいという切実な地域の要望に対して、ぜひ対応していただきたいと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

さらに、旧若美町におかれましては、各町内会の地域振興に資するため、町内会振興育成交付金を交付、さらには町内会長連絡協議会補助金などが交付されております。誠に時宜の得ている政策であります。これらに倣って旧男鹿市においても、町内会単位とはいかなくても、地域振興会に対する育成交付金を交付するお考えがないかお伺いたします。

なお、旧若美町の施策であって、合併によって旧男鹿市にも適用された町内会館の維持、補修に対する50万円を上限とする補助金は、地域の住民に大変喜ばれております。

次に、みなと市民病院の経営についてお伺いたします。

先日の秋田魁新報に大々的に報じられましたように、大変な状況になるのではないのでしょうか。病院事業会計は、平成16年度決算によりますと累積未処理欠損金は16億8千211万7千円となっておりますが、これは過去において3回の計9億298万円の資本剰余金を取り崩ししての金額であり、取り崩しをしなかったとすれば、25億8千509万7千円であります。これからも増え続けるのではないのでしょうか。また、平成16年度末企業債未償還残高は45億4千853万6千円であり、まだ3億8千656万3千円しか償還されておられません。

また、平成10年7月の開院以来、これまで約4億円の一般財源、いわゆる市費を注ぎ込んでおります。議会のたびにさまざまな意見が出されております。上げたらきりがありません。省略いたします。ただ、1つだけ申し上げますと、私が当選して初めての11年6月定例会で提案したことがあります。それは、病院事業は経営の最高責任者である院長と、これを補佐する事務局長の手腕にかかっていると指摘しております。今回10月1日、事務局長及び次長の外部からの招へいという人事がそれなのかよくわかりませんが、それにしても6年以上もかかって実現しております。今更という感じもしております。議会の病院経営を心配する意見に対し、市長の答弁はいつも同じです。みなと市民病院は、市民の健康と命を守る中核医療機関として必要で経営に全力を傾けたいということであります。先ほど、佐藤議員の質問に対しても同じ答弁のようではありますが、現実が非常に良くなっておらない。7年間、私ども病院経営を心配して、指摘されておることが生かされておらないという感じをいたしているのであります。先ほどの報告にもありました3名の医師が退職されるということであり、課題の医師不足がさらに深刻になる状況であります。来年度以降の病院経営はどのようなようになるのでしょうか。どのような具体的な対策を立てておられるのかお聞かせ願いたいのであります。どこの公立病院も経営は大変な状況にあるようでございますが、どうか結果が出るように粉骨砕身頑張ってくださいたいのであります。

次に、市の施設である男鹿市温浴ランドや若美温泉施設WAOの入湯税の見直しに

ついてお伺いいたします。

国の通達によると、入湯税の課税客体は、温泉浴場における入湯行為であり、旅館、料理店等のいずれであるかを問わず、また、宿泊者であると否とを問わず、温泉及び鉱泉の入湯客の入湯行為はすべて課税客体となる。ただし、鉱泉及び温泉の入湯客の入湯行為であっても、一般公衆浴場、共同浴場等における入湯は除外すべきであり、また、長期療養者を対象として設けられている奥地の簡素な温泉旅館における長期湯治客等の入湯行為に対しては課税しないものとするのが適当であるとしております。

これは、入湯税を課税する趣旨、目的に照らして、温泉及び鉱泉の入湯客の入湯行為があっても公衆衛生上の見地から見て、日常の行為と認められるようなもの、または療養のため必要な行為と認められるようなものについては、入湯税を課税しないことが適当であるということを経験したものであるということでもあります。

そこで、男鹿市温浴ランド条例及び男鹿市若美温泉施設条例の利用料金には、入湯税が入っているということではありますが、来年度からは、指定管理者による管理委託するというこの機会に利用者からの入湯税の徴収について、課税免除や利用料金の見直しなど、条例の整備が必要であると思いますが、その考え方をお聞かせ願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） それでは吉田議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問の第1点は、新生男鹿市の現状と市政運営の基本的考え方についてであります。本市を取り巻く社会経済情勢は人口の減少、少子高齢化の振興、産業経済の停滞など、依然としてきわめて厳しい状況にあります。また、市、財政につきましても歳入では国の三位一体改革による補助金の削減や地方交付税の大幅な減額が見込まれ、歳出では少子高齢化の影響による扶助費などの社会保障関連経費や特別会計への繰出金などが増加傾向にあるほか、当面する諸課題への対応に多額の経費が見込まれるなど、非常に厳しい状況にあるものと認識いたしております。このような状況の中で、人口減少の抑制や少子高齢化対策、地域産業の活性化への対応のほか、地域の均衡ある発展と速やかな一体性の確立など、新生男鹿市の基盤づくりや八郎湖周辺廃棄物処

理施設の建設、男鹿駅前周辺整備事業観光案内機能施設整備事業の推進、国体の成功など、当面の重要課題に取り組んでいく必要があります。このことから、本年中に策定いたします男鹿市行政改革大綱に基づき、既存事務事業の見直し、定員管理の適正化、公共施設の統廃合、民間委託の推進などに取り組み、徹底した経常的経費の縮減に努めるとともに、国、県の合併支援措置を有効に活用するなど、行財政基盤の強化を図りながら、新市建設計画に盛り込まれた諸施策事業を着実に実行し、豊かで住みよい地域共同社会の実現に積極果敢に取り組んでまいりたいと存じます。

ご質問の第2点は、食の地域ブランド化の推進についてであります。

まず、食のブランド化の必要性についてであります。本市は自然環境に恵まれ、貴重な観光資源とともに、豊かな農業や水産業をはぐくみ、新鮮で多彩な食材を提供してまいりました。しかし、最近では健康や安全思考の高まりを背景として、食に対する消費者のニーズが高度化、多用化するとともに、社会経済のグローバル化により地域間競争が激しくなっており、男鹿産の農水産物やその特徴を生かし、男鹿らしさにこだわった商品のブランド化への取り組みは、今後とも必要であると考えております。

また、ブランド化を目指した商品についてであります。農産物では米、和梨、メロン、チューリップ、水産物では夏の味覚として近年需要が増えている岩ガキやクロモ、冬では北浦産ハタハタなどがあります。さらに、加工品では、男鹿地域特産品開発コンクールで開発されたハタハタ寿し、えご、なまはげの塩、男鹿梨ワインゼリー、男鹿梨ワインケーキ、アンブラ饅頭、秋田ゆらら酵母を使用した味噌香一膳、ピリ辛鬼っこ漬け、16年度最優秀賞に輝いた鯛めし、旧若美町で開発されたメロンこ漬けなどがありまして、これらの商品は空港や駅の売店、ホテル、観光施設、市内商店などで販売されております。このほか、年間約800トンのタコを刺身やしゃぶしゃぶ、くん製、ボイル等に加工して、男鹿のタコとしての特産品化や本年度秋田県特産品開発コンクールにおいては、県内で初めてハタハタを三枚おろしにした骨ナシハタハタ寿しが加工食品部門で優秀賞を受賞したほか、来春販売を目指し男鹿産の良質なタイやマスなどを味噌漬けや粕漬けなどにした高級贈答用商品の開発など、男鹿地域の食材を使用しブランド化を目指した商品づくりに取り組んでいるところであります。市では、これら特産品の販路拡大を図るため、男鹿市物産開発促進協議会等と連携し、市場開拓事業として各種イベントや、物産展に参加しているほか、インターネットで

も特産品を紹介し販路の拡大に積極的に取り組んでいるところであります。今後も、関係諸団体と連携を深め、安全、安心で高品質な農水産物の安定供給や、これらの産品を活用し付加価値を高めた商品化の推進に努めるとともに、本年度から実施している地域提案型雇用創造促進事業の新規商品開発や特産化に関する研修会、講習会に市民の積極的な参加を促し、食の意識の高揚を図りながら、食の地域ブランド化を推進してまいりたいと存じます。

次に、なまはげのブランドについてであります。なまはげは全国的に知名度がありますので、今後も本市のイメージ、戦略の核として、なまはげのブランド化について、各方面に働きかけてまいりたいと存じます。

また、市民所得の向上についてであります。まず農業所得は農産物の価格の低迷等により年々減少していることから、需要に応じた売れる米づくりの推進、複合作物の振興による個性ある産地づくりの推進、地域の実情に応じた担い手の確保、育成、基盤整備事業の推進などについて重点的に取り組んでいるところであります。今後はさらに農業所得の向上を図るために、生産現場からの声を聞き施策に生かしていくことを目的に、経営生産支援会議を設置してまいります。会議のメンバーはJ A秋田みなみの各生産部会長、認定農業者の代表等で構成されており、生産者等から出された意見、要望等を集約するとともに、経営生産支援計画を策定し、これに基づいて今後の予算に反映させてまいりたいと存じます。

なお、経営生産支援会議の設置に先立ち、先月、構成メンバーによる意見交換会を開催し、趣旨を申し上げご理解をいただいたところであります。

また、漁業ではハタハタ、マダイ、ヒラメ等の放流によるつくり育てる漁業を推進するほか、担い手の確保、育成、産地直売と漁業体験学習、多獲魚であるハタハタやアジ、ホッケの付加価値を高めるため、水産加工技術の向上に努めるとともに、効率的な漁業活動や軽労化を図り、安全で快適な就労環境づくりのため、基盤整備事業などを推進してまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、市の政策でできる範囲は限られておりますが、ただいま申し上げました施策を推進するとともに地場産品販売センターの建設と統合市場の誘致を進め、所得の向上に努めてまいりたいと存じます。

ご質問の第3点は、町内会館の建設についてであります。まず、道村地区と宮沢地

区のコミュニティーセンター建設計画であります。道村地区コミュニティーセンターは、平成18年度で建設を予定しており、木造平屋建てが150平方メートル、事業費2千万円で、財団法人自治総合センターが行っているコミュニティー助成事業を活用いたします。助成率は、5分の3以内で残額は地方債を予定いたしております。また、宮沢地区コミュニティーセンターにつきましては、平成19年度の建設予定で、道村地区コミュニティーセンターと同規模を考えております。

次に、船越団地の集会所建設の要望についてであります。地区公民館や集会所の建設につきましては、合併前の2市町で対応が異っており、旧男鹿市では補助制度により対応し、旧若美町では町が建設したものであります。この取扱いにつきましては、合併協定の中で現行どおり新市に引き継ぎ、平成20年度からは男鹿市の例によることとされておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、地域振興会などに対する育成交付金の交付についてであります。旧若美町においては、各町内会に対し、世帯数や人口規模などに応じて振興育成交付金を交付しており、この取扱いにつきましては合併協定の中で当面現行どおりとし、新市において調整することとされ、これに基づき新市においても若美地区の町内会を対象に交付しているものであります。旧男鹿市地域の振興会などに対する育成交付金の交付につきましては、旧男鹿市では町内会や地域の振興会が組織されていない地区があることや、市の財政事情などを勘案した場合、各町内会や振興会に一律交付することは困難であると考えております。しかしながら、地域の活性化のためには、地域住民が主体となって当該地域の特性を生かした活動を行うなど、コミュニティー活動の強化を図ることも重要であることから、今後、合併特例債を財源として造成する地域振興や住民の一体感醸成のための基金の活用なども視野に入れ、町内会が地域の活性化につながる事業などを実施する場合の助成について検討してまいりたいと存じます。

ご質問の第4点は、男鹿みなと市民病院の経営についてであります。

まず、医師についてであります。先ほども申し上げましたとおり、神経内科、産婦人科、内科の3名の医師が来春退職するとの意思表示がなされたため、私も非常に驚き各医師と面会し、慰留に努めたものの、その決意は堅く状況は厳しいものと受けとめております。私は、病院経営の一大危機と認識し、秋田大学医学部に対し常勤医師の派遣方を強く要請しております。しかし、明年春には2年間の初期臨床研修が経

過するものの、医師充足の環境は依然厳しいものと伺っております。

また、自治医科大学卒業医師の配置の権限を持っている県医務薬事課に対しては、私自らが出向いて強力をお願いをしております。さらに、病病連携の一環として、厚生連病院との連携を強化するとともに、現在週1回の応援を拡大できないかとさまざま模索をしているところであり、私も知人、友人を通して栃木、青森などを訪ね、情報収集に最大限の努力をしているところであります。来年以降につきましては、まず医師の確保と不良債務の解消が必須条件となりますので、このことに全力を尽くしてまいります。また、さまざまな大きな経営上の課題がありますので、これらの問題解決に、私を先頭に病院全体で強力に取り組み、市民の命と健康を守るため重要な施設として継続させ、市民が安心して理由できる病院づくりに最大限努力してまいりたいと存じます。

ご質問の第5点は、入湯税についてであります。

地方税法第701条では、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設の整備、観光の振興等の費用に充てるため、鉱泉浴場の入湯客に入湯税を課するものとされており、男鹿市入湯税条例に基づいて宿泊、日帰りを問わず入湯客1日、1人1日について150円をいただいております。共同浴場、または一般公衆浴場に入浴するものには鉱泉であっても入湯税を課さないことになっておりますが、温浴ランドおが及び夕陽温泉WAOにつきましては、これに該当するものではなく、税負担の公平の観点から、今後も入湯税を徴収し納付していただきたいと考えております。

また、利用料金の見直しにつきましては、現在のところ考えておりませんのでご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 再質問ありませんか。6番

○6番（吉田清孝君） ええとですね、入湯税のことの方からあれですが、私ね、この条例2つ見てるんですけども、この中で例えば男鹿市の場合は入館料とか、そして旧若美のWAOについては入湯料金とか、こういうふうになっております。そしてね、利用料金の減免とかとあるんですよ。だから、利用料金は減免できないんですよ。入湯税だとすればね。そういう条例の不備とあわせてあれでしょう。今、おが地域振興公社に来年から管理委託すると、指定管理者制度で。300円の中に入湯税が入って、

150円で経営できますか。だから、この部分の条例は不備な点があるから見直した方がいいのではないですかという質問なんです。先ほど来、入湯税のことでいろいろ質疑されておりますけれども、入湯税というものが、温泉に入って1日ゆっくりして、それで入湯税をいただくと、休養施設的な部分でいただくということで利用者からいただくという部分で入湯税を課税すると、総務部長ね、私は公衆、今いいですか、男鹿の船越にJCユナイトありますよ、400円。公衆浴場として400円で、これに温泉掘ったんだけど、温泉掘れば入湯税がかかるだろうということで温泉引かなかったんですよ。そうすると550円で、利用者が大変になるだろうと。400円でもあれですよ。あそこにレストランもあるし、大広間も無料開放してるし、ゆっくり休んでいってくださいと。公衆浴場、今回の9月からいろいろ議論がありますけれども、公衆浴場、条例なり地方税法で公衆浴場って何ですかと、いろいろ議論ありましたよ、まずね。だから、私は毎日風呂に行き、ユナイトとかいろいろ利用してるけれども、公衆浴場じゃないですかと。もし入湯税をいただくんだったら半日以上ね、ゆっくり温泉で利用して、それから大広間も開放するから、入湯料金納めてくださいと。産業経済部長あれですか、WAOとか、なまはげゆっこランド、これを見ると大広間別料金をいただいていると。そうじゃなくて入湯税いただくんだったら大広間の料金なんかありませんよと。じゃあ500円でも600円でもいただいたらどうですかと。だから、この条例を見直しして、来年4月から指定管理者制度に管理運営を順調にしたらどうですかというのが、今回の私の質問の趣旨なんだけども、全然不備な条例も何も見直す必要もないし、だから、先ほど佐藤議員が言われたような入湯税というものを課内で、あなた方真剣に議論してるんですか。そういうのが足りないから、9月議会にも総務委員会ね、2日あったのに1日で終わって、もう1日あってもね、何となくあと答弁がもやもやとやってもしょうがないということでね、総務委員会やらなかったかどうかわからなくて、まだまだいろいろ疑問点だとかって出てきているわけでしょう。中でね、真剣に議論してもらって、この議会に結論をね、もやもやとした答弁をしたってだめなんです。そういうのがね、この席に来るから混乱しておかしくなるんですよ。議員が納得しないんだから。

私は、この条例の改正が必要だという観点で市長にやったのに全然このままだと。300円で150円入湯税納めて、指定管理者150円でやっていけますか。市民の

前に明らかにするのは決算委員会でも話したけども、市の方から2千800万円委託費出す、WAOについては、そして、なまはげゆっこランドには2千300万の管理委託料払ってるでしょう。税金は公平にやらなきゃ、取らなきゃいけない。そんなね、裏でどうのこうのじゃなくて、きちっとした方がいいと。

今回、産業建設委員会で視察したら、下呂温泉は皆地域で歓迎するということで入湯税、日帰りですよ、日帰りの入湯税については課税免除しておるという話もあるんですよ。だからね、もうちょっとこの条例上とか、地方税法の中で、法令に違反する条例はつくれないでしょう。課税免除、減免規定なんてできるわけないでしょう。だから改正する必要があるということでやってるから、十分そのあたりを検討していただきたいんですね、それが今回の質問の内容です。その点についてね、もし総務部長とか、産業建設部長ね、指定管理者制度の何か答弁がありましたら、答弁をお願いします。

それからですね、病院のことであれです。事務局長さん、10月1日から2カ月になってね、まさか新聞見たとおり医師がいなければ泌尿器科の先生が退職されたというだけで収入が7千500万も減っておると。まさかこういう状況で、みなと市民病院に来たのかな、本当にご苦労様です。まず頑張っていたいただきたいんですけども、どうですか、2カ月こうやってみて。いや、事務的にね、ぱぱっと何か改良すべき点がありましたら、ご披露していただきたいと思います。

市長、今回の新聞で米内沢病院とかで、いわゆる病棟閉鎖に追い込まれるんでないかと。まずね、そういう話もあったりして、もし非常勤の医師がね、これからの交渉だといろんな部分であるんだと思うんですけども、何となく現状、我々から見ると180床を下げないとだめで、来年の診療報酬何かも下げるといふうな話もあったりだとかね、さっきの答弁の中で大変な状況だという認識は同じだと思うんですけどもね、何かもうちょっとですね、今考えられる中で明るい話というかね、ないものですかね。そのあたりね、何かね、大変であと来年以降どうなるのかなという部分でね、心配なんですよ。まず、そのあたり、話していただきたいと思います。

ええとですね、町内会館ということで、この間の地域フォーラムで助役さんが出席されて、状況がわかると思うんですよ。旧若美では、先ほど私の質問の中でも公費でやっておられるというのは大変な施策でありましてね、男鹿市では、これからそんな

に町内会の方で会館を希望しておられるという部分がね、何も内子団地だけやるという意味じゃなくて、ほかのところもあったら何10館もあれば別ですよ。何か今までの補助制度でいいと思うんだけど、内子団地の実情というのが、4割の市営、県営住宅の人方というのは、途中で行かれて、そういう人方から建設の負担金をいろいろアンケート調査やってもね、いただけないんですよ。4割近い方々が、過去にも言いましたように、過去の政策では市営住宅とか、市営住宅50戸以上あれば集会所をつくっておるとい時代もあったんですよ。それが変わったという中で、今こういうね、非常にいろんな流れの中で、むしろつくってやるのが県営住宅、市営住宅の方々にとっても必要だという部分と、それからね、まず振り返すんだけど、船越の町内の方、船越の地域の方々は、この間でも言っておるんですけども、場外車検場が地域の町内会の賛成が得られないと、あそこには建てられなかったと。町内会の、そして説明会もサテライトでやったんですよ。当時は思い返すと1千5、600人の署名活動もあったりして、町内会の承認が得られないと建てられなかった。今、落ちてきて交付金、場外車検場交付金、入ってくるのは1千800万ぐらい、盛りのときは4千700万ぐらい入ったんですよ。そういう中で、この間のフォーラムの中では、その一部でも、何もね市長、2千万のもの建ててくれという要望じゃないんですよ。何か話聞くと7、800万ぐらいでできるという部分で、町内、船越の振興会の役員の方々も未だに場外交付金をね、地域の町内会に少しという部分があるので、そういうね、特殊な部分を考えたら、ぜひですね、前向きにもう一度ね、答弁をいただければありがたいなと思います。

先ほどの地域振興会に対して、これ船越の例を言うと、いろいろな地域フォーラム、いろんなことをやっておりますしね、前は何かの利息で運営したり取ったりしてますけど、先ほどの中で前向きな答弁をいただきましたので、そういう地域の活性化のために地域住民のやれるところとか、やろうとするところはやっていただくという中で、そういう施策に反映していただきたいなというふうに思います。

それからですね、食のブランド化という部分で、いっぱい男鹿市には市長の報告がありました。そんなにあるのかなというくらいありましたけども、私がちょっとここで強調したかったのは、全国に誇れるなまはげに匹敵するような何かその地域のね、ハタハタ寿しは近江のフナ寿司とかというのは、まず全国的な部分であるわけですけ

ども、何となく青森の例なんかも言ったのは、生産、流通、販売、消費関連だとか、市全体で盛り上げてやらないと、なかなか全国的な食のブランド化にはつながらないんでないのかなという意味で、じゃあさっき申されたいろんな食材の中で、全国的なブランドまでにするというのは何がどうだかなという部分があるわけですが、全国に誇れる何か食の地域のブランド化を考えていただきたいという部分で提案いたしましたので、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） 私から温浴ランドおがと、それからW A Oの条例の件についてお答えいたします。

今、吉田議員の方で違うという資料持っているようではございますけれども、確かに合併前はそれぞれの条例で運営していたわけではございますけれども、合併にあたっていろいろ不都合があるということで、旧男鹿市の条例にあわせております。改正しております。合併時にです。

それから、この条例については、いろいろ上限を定めているものでありますけれども、実態としては入館料300円と、その中で利用料が143円、消費税が17円、入湯税が150円ということになっておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今、一番難しいブランドの話ではございますけれども、全国に誇れるということではありますけれども、ご承知のように非常に産地間の競争が激しくて、これまでも先ほど申し上げましたように、さまざまな商品開発に取り組んできているわけではございますけれども、このブランド化というのは、消費者が決めるものでありまして、なかなか私方も頑張っても、すぐブランド化、ブランド品になるということではないと思ひます。しかしながら、まだほかの方に比べると宣伝不足は確かに足りないなと感じておりますので、今後一生懸命頑張っていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

まず、病院の方の件でございました。医師の今のところの状況であります、先ほど申し上げましたように、常勤医師の確保は大変厳しいという状況であります。

ただ、来年の3月に研修医がちょうど一回りして、来年の3月から卒業してくるということは、ちょっと心から期待してるところであります、現在、秋田県内に研修医、そう多くはいないんですね。それで、その人たちが秋田県に残ってくれればいいということで、せんだって県でもそういう方々を集めて、いろいろと意見を聴取したようでございますが、そういった中から一人でもこちらの方に回って来る人いければいいなと期待しているところあります。

それから、秋田大学の方では常勤医師が大変厳しいという中で、もしくはこれは、医師の充足率、何としても60パーセントは切れないと。そういうことで、県の方でも、この辺大変心配していただいております、もしかして常勤でない場合は非常勤で、何とかひとつ切り抜けるように充足率だけは、まず確保するよというところで、今行っていただいております。

それで、大学の教授ともお会いしてるんですが、とりあえずは常勤医師頑張るけれども、そうでない場合は、非常勤で何とか対応するように努力してみますという教授もおりますので、そういったことで、今対応していきたいというふうに思っております。

それから集会所の件であります、昨今船越地区は大変人口の増加、男鹿市では唯一の人口増加地域でありまして、特に住宅、あるいは人口増顕著であります。特にその中で、内子団地は最たるもので、その傾向が大変大きいところというふうに認識しております。また、選挙の投票に行くときに船越小学校まで行かなきゃいけないということで、住民の声もあることも聞いております。そういうことで、いろいろと不便だと、それら実情を考えながら、これから研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 中川病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 中川良一君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） 今、病院で抱えてる問題が、重要な問題が先ほど以来、質疑、討論されておりますけれども、これらの問題につきまして、私は

全力を尽くしてやっていきたいと今思っていますので、今後さらに皆様方の病院に対する支援をよろしく願いいたします。

○議長（杉本博治君） 6番

○6番（吉田清孝君） 産業建設部長ね、入湯税というものの中で、この入館料だとか、統一されたその部分であなた方の入湯税、一般公衆浴場、さっきの例も言いましたけれども、いわゆる総務部長は入湯税を、こういう公衆浴場どうだかという部分で入湯税を公平にいただくという立場なのはあれだけでも、あれですか、広間の料金何ていうのは別になっているでしょう、今変わったとかって、新しい条例の2冊のあれで今質問してるんだけどね、あれが変わったというので、ちょっとね、私方に配付された条例を見てちょっと質問したわけですけども、それはそれとしても、減免できないことを減免してるでしょう。そういうことで、今の条例で、新しい条例ちょっと見てないけども、利用料金の市長の減免規定あるでしょう。それは法令に違反するでしょう。そういうこととか、それから入湯税の入館料とも半日中いたら入湯税をいただくとか。例えばあれでしょう、地方税法でも、もしあれだったら、今度今納税者である利用者から、こちらの納税、徴収義務者である施設側からすると、住所と氏名を把握してなきゃいけないでしょう。それは実質困難でしょう。だからいろんな問題があるでしょう。

だから、そういう部分を管理委託する方のあなた方も、今みたいな300円のものの中に150円入湯税入ってて、それでやってくださいということは、あなたの方の立場からでも検討すべき余地があるんじゃないですかということでもありますのでね、ぜひ検討していただきたいんですよ。それから、不備な条例は変えなきゃいけないでしょう。その2点でいいです。そのことに対して、所管である産業建設部長から答弁をお願いしたいわけです。それだけです。その2点。終わります。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口浄児君 登壇】

○産業建設部長（山口浄児君） お答えいたします。

いずれ、入湯税の問題につきましては、課税される対象になっておりますので、現時点では、困難と考えております。

以上です。

(「減免規定、減免は。減免できるの。」という者あり)

○産業建設部長(山口淨児君) 減免については、このあと運営の中でいろいろ検討してはみたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長(杉本博治君) 6番吉田清孝君の質問を終結いたします。

午後1時まで喫飯のため休憩いたします。

午後 0時 2分 休 憩

午後 1時 3分 再 開

○議長(杉本博治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番三浦一郎君の発言を許します。13番

【13番 三浦一郎君 登壇】

○13番(三浦一郎君) ことしの最後の12月議会においても、質問の機会を与えられましたことにお礼を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、初めは、男鹿半島北東エリア風力発電可能性の調査の状況と事業化の見通しについてであります。

今、台風が大型化するよう地球温暖化防止に向けて、化石燃料による炭酸ガスの排出をいかに抑えるかがポイントになってきております。排出制限を具体的に定めた日本での京都議定書は世界一の排出国アメリカが、未だ賛成しないことは遺憾であります。ロシアが批准したことから発効し、削減の数字も示されているところであります。

電気の生産は水力や原子力、石炭、石油火力による供給で行われておりますが、火力は炭酸ガス排出が問題であり、原子力は青森県の六ヶ所村の中間処理施設問題に見られるように100万年とか、千万年単位の放射能力の半減期の点などから、未だに最終的な処分場もままにならない。いわば、トイレがないのに毒を出しっぱなしの危ない状況で、ヨーロッパは既に脱原子力発電の方向にあり、ドイツは計画的に廃棄を決めているところであります。したがって、代替エネルギーの眼目は安全な自然エネルギーの活用であり、太陽光発電とともに風力発電の活用も注目され、既に県内でも各地にあり、男鹿の周辺では非営利団体による市民風車発電も話題になっておりますし、

石油備蓄のところにも1基設けられているところでもあります。

そこで、男鹿北東エリアの男鹿中、五里合、野石地区にかけて中央企業による風力発電の調査が行われてきたとのことでもありますので、調査はどの企業が担い、風力容量等など、可能性はどのようなふうに判断されているのかお伺いをいたします。

また、男鹿は観光地域であり、自然エネルギーの活用の点をアピールすることはできますけれども、また、自然景観を大事にしなければならない国定公園の観光地にもなっております。予定地は自然保護の観点からは、どのような課題があるのかも、お知らせをしていただきたいと思います。

3つとして、風力発電は国でも積極的に進めてきているところであり、売電にあたっては料金設定などで優遇策もあると聞いておりますけれども、今の奨励策などは、どのようなになっているのかも伺うものであります。

2つ目は、新しい男鹿市での非核平和都市宣言についてであります。

市民や国民の生活や生産活動にとって平和であること、これは何にもまして優先されるものであります。旧男鹿市において、非核平和都市宣言をしていたことは良いことであり、県内の各地においても同様に行っていると伺っております。

日本は、世界の中で唯一原爆を落とされ、広島と長崎の名は、そのまま世界で通用しています。今、朝鮮半島の北朝鮮の核放棄、韓国の米軍の核などが議論の対象であり、北朝鮮による拉致問題は、日本の主権を侵害した犯罪であって、速やかに被害者を返してもらうことは当然で、拉致被害国も11カ国に及び、国連総会では初めて公式に避難決議をされているぐらいであります。こういう中で、中国から米国までの6カ国協議の中心は核兵器の問題であり、朝鮮半島を含む北東アジアの非核地帯の議論もされているところであります。

以前から日本には、国是として核を持たず、核をつくらず、核を持ち込ませぬの非核三原則もありますので、新しくなった男鹿市においても従来どおりの趣旨を踏まえ、同様に非核平和都市宣言を明確にさせるべきと思いますので伺うものであります。

3つには新しい行政改革大綱の策定に関してであります。新市になって早速改革に取り組む必要性を明白にしたことは評価するものであります。いい案ができるような立場からの質問と提案をするものであります。

まずは、行革の案の策定の取り組み方についてであります。

民間委員による行革推進委員会の設置は評価するものであります。けれども、もっと足元の庁内からの考えも引き出す必要もあると思います。当局は、従来から職員一人一人は市長になったつもりでと。こういうのがキャッチフレーズであります。ですから、全職員にアンケートや提案を求めるとか、庁内の各層をグループごとにテーマ検討組織をつくるとか、独自性を引き出し、民間委員とも協働をするような形で取り組むべきものと思っております。

また、行革の事務局を実質、財政課に置いたとのことではありますが、見直しの中では大きなテーマの1つが人件費にかかわることは当然であり、職員定数や社会状況に見合う各種職務手当の検討も必要であります。

そこで、庁内には個々の職員のほかに、職場改善や市民自治のあり方について自主的に学びながら活動している職員団体として男鹿市職員労働組合があり、部長や課長を除けば、大多数が結集をしている任意団体であります。定員管理や部門の統廃合、諸手当の変更など、労働条件にかかわるものがあれば、事前に協議しなければならないことは当然であり、特に不利益に変更する必要がある場合には、合理的な理由と同意も必要であることから、この団体からも提言などを受けることも大事だと思いますので、伺うものであります。

次に、指定管理者制度の活用と民間委託の兼ね合いのことです。

来年度から、多くの施設について指定管理者制度の導入を図ることとしておりますが、従来は准公的組織に委託することが大部分で、公的サービスのあり方から逸脱する例は少ないと考えております。しかし、新制度の導入にあたって、単に費用を少なくするとか、このような考え方では、市民の立場に立つサービスが脅かされる危険があると思います。

今、マスコミでは耐震強度偽造の建築確認検査のいいかげんさで大騒動であります。従来、建築確認は公の機関で担っていたものを民間に移行されたことから、法に照らした厳正な対応がされず、民間という効率中心の悪しきサービス競争の果てに、民間なら安くできることに乗った結果として、人の一生を揺るがす重大な事態を招いているわけです。

少し前には、JR西日本の死亡者多数を出した脱線事故も効率優先の安全が脅かされた民営化で起きたとも言われております。担当大臣の国土交通省は、今、民間と民

間のことになっているが、公に重大な影響があるので、民間のこととは思わない。したがって、官庁が乗り出すとまで言っています。いってみれば、チェック機能を自ら官から民に移しておきながら、今更、民間の後始末を官で行うという姿勢は安上がり民間委託の恐ろしさを、まさに証明をしているものであり、社会的な保障の官から民への移行には十分すぎるほどの注意が必要であることの証明でもあります。したがって、指定管理者の指定検討にあたりましては、当面、従来の委託者を優先的に考え、安易な費用カットや安上がり指定料の対応では問題と思いますので、考え方を伺うものであります。

次は、議案にある指定管理者の選択にあたっては、どのようなメンバーで構成した選定作業と、どのような議論があったのかも伺いをいたします。

次は、幼児施設の統廃合での児童館の扱いに関してであります。統廃合にあたっては、保護者や地域関係者との事前話し合いや理解を得ることが必要であり、さらなる努力を望むものであります。今、児童館の保育士などの職員は、社会福祉協議会の所属でありますけれども、統廃合に進む場合であっても、その雇用継続が必要であると思います。子育て関係の充実が望まれ、保育園でも要員不足と見られることなどから、加えて市内の雇用機会を守るためにも、別組織とはいえ補助団体でもあることから、事前に対応策を協議して関係者に不安のないようにするべきであると思いますので、伺いをします。

あわせて、廃止児童館の地元での利活用の考え方についても伺いをいたします。

次は、行政執行のスリム化についてであります。

職員は、平成21年度までに66名の減員を考えているようではありますが、当然に機構改革も伴うものと思います。また、下部のスリム化とともに上部執行の特別職も並行して検討するべきものと思います。特別職の報酬はもとより、議員定数検討や収入役、企業管理者の廃止も視野におくべきであります。収入役は従来の金融事情からは、もっぱらに担う職としてあったと思われましても、今は、パソコンやIT、金融技術等の進化した今日では、必要性は弱まり、他県でも廃止するところも見られ、置いてない場合も出てきてるようになっております。

企業管理者においては、ガス、水道事業は、おおむね成熟しているものと思われ、料金体系の調整やアスベスト管更新策の見通しなどがつけば、市長部局扱いでもよい

と思います。平成21年度までの中で検討して、ともに廃止する方向を伺うものであります。

4つ目は、三位一体改革での地方への責任転嫁への対抗についてであります。

構造改革の声高の中で、地方への税源移譲は進まず、補助金カットや交付税減額が行われ、地方に責任を振り返るしわ寄せがされています。当市の経常収支比率が、一挙に5ポイントも悪化したことは、国の一方的なカットが主な要因であります。今は、地方分権から地方主権の声も出ているぐらいであり、地方行政は、ただ上からの決めごとで甘んずることなく、強い気持ちと対抗力を持って臨むべきであります。

1つとして、生活保護費が生存権のミニマムとして、国が責任を持って保障すべきであるものを地方に転嫁する動きも出ております。地方団体からは反発され、保護事務を返上の声も出てきているわけであり、将来、国負担が守られなければ、事務の非協力などで対抗するべきと思いますが、伺うものであります。

また、高齢化の将来予定されている新しい高齢者医療制度では、財政運営を財政力の弱い市町村単位に押し付けるような考え方も出てきております。これら、上からの理に合わない負担転嫁に対してどういうふうな対抗的な対応を考えているのか伺うものであります。

5番目は、水田営農の担い手には個人及び集落営農がありますけれども、これらの育成のプロジェクト化についてであります。米をめぐる農業が大きく変わろうとしているとき、全農秋田における農家委託米の横流し事件は誠に残念なことであり、厳正な処分と自己改善力による早急な立ち直りを願うものであります。新農政の転換は、具体的には平成19年産から始まりますが、実際は転作などの秋作などが加われば、平成18年度内に体制づくりを終えていなければならないことであります。今後の各種米関連の政策は個別にあっては4町歩以上、集落単位では20町歩以上の営農組織や転作受託組織などが主な対象であり、地域でこれらの担い手づくりを早急に実施していかなければならない状況であります。

先の9月定例会でも同僚議員から対応のためには、支援室の新設を提案されていたところでありますけれども、今、地元農協などの関連、農業団体や県の担い手育成総合支援協議会との話し合いは、どのように進んでいるのか、状況についてを伺うものであります。

また、平成18年度中に体制づくりを終えていなければならないわけでありまして、プロジェクトを具体的につくっていく必要があると思いますので、あわせて考え方をお伺いするものであります。

以上の発言をしまして、初めの質問といたします。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） それでは、ただいまの三浦議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問の第1点は、半島、北東エリア風力発電可能性調査の状況と事業化の見通しについてであります。

まず、風況調査の状況についてであります。五里合地区においては株式会社三義及び富士電気システムズ株式会社、株式会社NEICジャパン、エコパワー株式会社が調査しており、いずれも冬期間を除いては風況が弱いと伺っております。

また、野石地区においては、株式会社ベルジー、M&Dグリーンエネルギー株式会社、株式会社ユーラスエナジージャパンが調査しており、いずれも風況は適していると伺っております。

このうち、株式会社ユーラスエナジージャパンにつきましては、事業化に向け一昨年東北電力への入札に参加したものの、落札できなかったと伺っております。

次に、現在調査をしている地点についてであります。当該地は国定公園外であることから、自然公園法の規制は受けないものであります。自然公園法に定める特別地域内にあたる場合は、同法施行規則に当該施設の色彩及び形態がその周辺の風致、または風景と著しく不調和でないこと。土地の形状を変更する規模が必要最小限であること。支障木の伐採が僅少であること。主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないことなどが規定されております。

次に、売電にあたっての優遇措置などについてであります。売電にあたっては電力会社による入札が行われており、料金設定などの優遇措置はないものの、風力発電に供する設備で一定の要件を満たす設備を導入する場合は、国の補助制度の対象となっております。

ご質問の第2点は、新市での非核平和都市宣言についてであります。

非核平和都市宣言につきましては、合併前の男鹿市では昭和60年6月に議会案に

より、若美町では昭和60年9月に町長の発議により、それぞれ決議され制定されたものでありますが、合併と同時に失効することとなるため、合併協議の中で新市において必要性を含め、新たに制定するかどうかを検討することとされたものであります。ことしは、戦後60年の節目にあたる年であり、核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは世界唯一の被爆国日本の国民共通の悲願であり、緊急な課題であると認識しておりますので、議会と協議の上、制定してまいりたいと考えております。

ご質問の第3点は、新行政改革大綱の策定についてであります。まず、職員へのアンケート調査や庁内検討グループの組織化などのご提案であります。大綱の策定にあたりましては、これまで職員の意見などを大綱に反映するため、所管以外の事務事業の改善について日頃感じていることや意見などを募ってきたほか、男鹿市行政改革推進本部内に課長などで構成する幹事会を設置し、行政改革の具体的内容について検討してきたところであり、今後とも民間委員との協働など、さらに創意工夫に努めながら取り組んでまいりたいと存じます。

次に、職員労働組合との協議についてであります。このことにつきましては、双方の意見などを尊重し合うことが必要であることから、職員の定員管理や特殊勤務手当などを中心に、これまで2回にわたり協議を重ね、その内容について同意をいただいたところであります。

次に、指定管理者制度の活用と民間委託の兼ね合いについてであります。指定管理者制度は、従来の管理委託制度を改め、公の施設の管理を民間企業や各種団体に広げることにより、より効率的な施設の管理運営を図ろうとするものであります。ただし、公の施設の中には福祉施設などのように管理委託をしている事業者と、利用者の信頼関係が施設の運営上、非常に重要であるもの。また、町内の集会所など、地域との結びつきが深く、ほかに管理を委託できない施設などが多くあるため、これらの施設につきましては、公募によらず、これまで管理委託している団体を引き続き指定管理者とすべく候補者の選定をしたものであります。さらに、公募した公の施設につきましても、施設の管理運営やサービスの内容を低下させないよう配慮しながら、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。公の施設の適切な維持及び管理、並びに管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。公の施設の管理を安定して行う人員、

資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあることなどの選定基準に基づく審査を行い、候補者を選定したものであります。

次に、指定管理者の選定についてであります。市では、今回の指定管理者の選定にあたり、男鹿市公の施設の指定管理者選定委員会を設置し、公の施設の指定管理者の候補者として今回議案となっております各団体を選定いたしましたところであります。委員の内訳は庁内委員として助役、収入役、総務企画部長、市民福祉部長、産業建設部長及び若美総合支所長の6名、外部有識者といたしまして税理士1名の計7名となっております。なお、助役及び収入役につきましては、株式会社おが地域振興公社の役員を兼務しているため、同社が指定管理者の指定申請をしたケースの審査に加わることは適切ではないと判断したため、退席した上で、残り5名の委員で審査しております。委員の審査においては、施設の設置目的、申請団体の管理、運営能力及びこれまでの実績などについて率直な議論をした上で、総合的な判断に基づき選定したものであります。

次に、児童館の統廃合による男鹿市社会福祉協議会職員の児童構成員などの処遇についてであります。正職員につきましては、今後ますます増大する保育需要に対応するため、市で実施する児童福祉事業などの社会福祉協議会への委託業務などで対応してまいりたい考えであり、今後とも雇用主であります社会福祉協議会と十分協議をしながら進めてまいります。

また、廃止児童館の利活用につきましては、地域住民の希望に沿った形で対応してまいりたいと存じます。

次に、行政執行のスリム化についてであります。収入役につきましては、公金の補完や支出などを公正に実施するため独立の権限を有するもので、公金管理上必要と考え置いているものであります。今後、総務省の収入役制度の改正状況を見ながら検討してまいります。また、企業管理者につきましては、今後、水道、ガスの料金体系の調整や石綿セメント管、白ガス管の更新、施設等の改修など、多くの課題が残されているとともに、合併により供給区域が拡大し、今まで以上に緊急時の対応や安定供給、保安の確保に努めるためにも当面は廃止は考えていないところであります。

ご質問の第4点は、三位一体改革による地方への責任転嫁への対抗策についてであります。

まず、生活保護費の国庫負担金についてであります。生活保護制度は、国の責任で全国画一的に実施すべき制度であり、国庫負担金の削減は到底受け入れることはできないものと考えております。全国市長会では、国庫負担金が削減された場合は、国への福祉行政報告を停止することに決定しておりましたが、今日1日、国と地方6団体との間で生活保護費の国庫負担金を削減しないことで合意が得られました。市といたしましては、全国市長会と一体となって現行の国庫負担率の堅持が、今後も図られるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、新高齢者医療制度についてであります。去る10月19日に厚生労働省から、医療制度構造改革の試案が公表され、その中で後期高齢者医療制度についても改革案が示されております。私は本制度について、市町村が保険者になることは断固反対であるとの考えから、全国市長会との連携の中で、可能な限り大きな規模による安定的制度運営を確保するため制度設計及び運営の責任主体は国とすること。また、財政運営は都道府県単位を軸とし、運営主体を国、都道府県及び市町村が参加する公法人、または広域連合とすることなどを求めてまいりました。このような中で、先般、政府与党医療改革協議会は、75歳以上を対象とする新たな高齢者医療制度の運営方法について保険料徴収は市町村が行い、財政は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が運営すると修正した内容で、医療制度改革大綱が決定されております。これは、全国市長会の意見にある程度沿った形となっておりますが、今後においても、全国市長会と一体となって、国の動向を見きわめつつ対応してまいりたいと存じます。

ご質問の第5点は、水田営農担い手育成のプロジェクト化についてであります。まず、農協などの関連農業団体や、県の担い手育成総合支援協議会との話し合いの振興状況についてであります。国ではことしの10月27日に農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増大など、農業、農村が危機的状況にある中で、担い手や集落営農組織などに対象を絞った経営所得安定対策等大綱を策定し、平成19年度より実施することを決定しております。この大綱の内容につきましては、去る11月18日、東北農政局から県、市町村、JAなど農業関係機関に対し、説明があったところでありますが、集落営農の組織づくりについては、本市の現状からして大変厳しい状況にあります。このことから、今後、県や関係団体と連携するとともに、JA秋田みなみが実施する集落座談会等にも積極的に出席し、地域の合意が得られるよう努めてまいり

ます。

次に、平成18年度中の体制づくりと、プロジェクトの具体的な組織づくりについてであります。今後、JA秋田みなみと連携しながら、できるだけ早い体制づくりを講じてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。13番

○13番（三浦一郎君） それでは、質問のですね、順序にあわせて再質問をさせていただきたいと思っております。

風力発電のことについては、今まであまり実情がわからなくて、今回の説明で大分男鹿区域のことはわかったんですけれども、入札までいって、東北電力で1社の分ですね、落札できなかったということのようなんですけれども、これは、単に買う方と売る方の金額の違いって、一言で言えばそれだと思いますが、どういうふうな何といいますかね、クリアできるようなことがなくて、何というか入札実現までいかなかったのかですね。そこらへんですね、わかる範囲で改めてありましたらお知らせをさせていただきたいと思っております。

それから、非核平和の都市宣言であります。若美地区のことについては、きょう初めて伺いました。若美地区では当局の方で積極的に提案したということですので、これはですね、大変評価できると思います。今度は新市でも、両方でぜひひとつ早めに協議をしていただけて、宣言に至っていただければなと、そういうふうにお願いをしたいと思っております。

それからですね、行革大綱のこのつくり方の問題なんですけれども、幹事会があるということは行革の大綱の案にもありますが、それ以外に個々の職員から何かアンケート的にいろいろ事務改善のことは聞いてきたということのようなんですけれども、じゃあ各個々の職員から事務改善のことについては、私ね、どういう内容のもので、どういう形で意見集約化してきたのか、その仕組みですね。そのことについて、じゃあお知らせをしていただければなと、そういうふうになっております。

それから、あと個々の職員としての職務上の提案はそれなんです。やっぱり任意団体として、きちんと自分方の自主的な意識の出やすい職員団体との話し合いについてはですね、やっぱりこれからもきちんとですね、やっていただけて、本当にいい行

革大綱ができるような形で、ぜひひとつこれからもですね、十分に事前の協議をしていただいて、いい案ができるような形で取組みをお願いをしていただきたいなと、そういうふうに思います。

指定管理者のことについては、今言ったような形で、仕事の内容にあわせてそれぞれ直営にするのか、指定管理にするのか、そういうふうなことで十分研究されているようでありますから、いずれにしまして、あまり何でも今度安上がりで終わればいいというのじゃなくて、やっぱり男鹿市民のですね、立場に立ったような実質的な役所なのですね、一仕事の形できちんと保証されているようなですね、そういう指定の仕方をですね、これからも考えていっていただければな、そういうふうに思います。

あと、行政のスリム化の、特に職員の人数は減るのはそれでいいけれども、さっき言ったように収入役の役目とか、それから企業管理者の役目、やっぱり、これ時代とともにうんと変わっていくと思います。ですから、そういう意味ではですね、ぜひひとつ執行権限の持ってる方ありますから、職員よりは時代を先取りして、新しい形でのですね、執行体制づくりに、これからも進んでいただければと思います。

収入役のあり方については、何か総務省の考え方をいろいろ聞いてということなんですが、それはそれとしても、企業管理者のことについてはですね、ぜひひとつさっき市長が話した課題が解決できたらあとはもうやめると、市長部局で賄うと、このことだけはですね、ぜひひとつ、そういう考え方をもう一度ですね、きちんとしていただければなと、そういうふうに思います。

それから、担い手づくりのことなんですが、どこも全国これは大変難しいことです。WTOのこともあたりしてですね、日本はですね、大変な農産物の輸入国なのに、まだまだ買い方が足りないと言われてます。でもこれはですね、理に合わない、やっぱりそれぞれの国もですね、多面的な農業の機能を無視したそれこそ貿易ですね、効率市場主義の観点でありますから、それにめげないような形でつくっていくということの意味でもですね、踏ん張っていく必要があると思います。

それで、男鹿での個人だと4町歩、集落とか団体だと2町歩ということなんですが、これはやっぱり何というんですか、平らな地域のことがメインになると思いますが、男鹿ではやっぱり船越とか若美地区とか、脇本とかは、それから五里合の真ん中あたりですね、盆地のところは大体まず比較的落差も少ないんですが、あと船川とか、男

鹿中とか北浦ですね、こちら辺はやっぱりこの基準でいくと大分厳しいですし、国の方でも緩和策としてですね、何か個人だと2町5反歩ぐらいなのかな、団体だと半分の10町歩ぐらいなのかな。何かその緩和策というようなことで、基準も考えているようなんですが、男鹿のこの区域の中でですね、そういう担い手づくりでいく場合、今言った大きな地域の枠ごとでどういうふうな振りわけですね、考えられていくのか、そのことですね、その点1つと。

もう1つはですね、早急にプロジェクトのことも考えるということ話してるわけなんですけど、18年度ですから、来年、再来年の3月末までにですね、例えば担い手は個人の場合はどうするとか、それから集団とか営農集落のことはどうするのかということ、大体めどがついていなければいけないわけですので、ただ早急に取り組むと、そんな考え方でそれ間に合うのかどうかですね。だから、間に合わないことが心配されますので、きちんとですね、やっぱりプロジェクトチームを立ち上げて、やっぱりリーダーシップを持ってですね、農業団体とかにも呼びかけをしながら、できるだけ間に合うような形の体制づくり必要だと思いますから、プロジェクトチームの立ち上げはいついつからすぐやるとか、そういう判断をですね、あと、ことしぐらいから考えていかなければ間に合わないというようなことで考えられますので、最後の点はその2つの点ですね。もう一度考え方を知らせていただきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 私からは、企業管理者の処遇についてお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、大変企業局、今回合併によりまして区域が拡大し、またいろいろの、先ほど申しました課題が残されておりますので、議員お説のとおり、こういった課題の今後の見通しなどを判断しながら、将来検討してまいりたいと思っております。当面は今、これをやるために管理者に頑張ってもらわなくちゃいけないと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） まず風力発電の入札でございます。

昨年、15年の9月に入札をいたしておりまして、東北電力では上限価格、これを1キロワット、これが10円として入札行っておりますけれども、25件の入札がありまして、そのうち落札業者は4件の落札となったもので、この中から漏れたということでございます。それで、もちろんこれは送電線までの距離等々でコストがかかるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、行革大綱の中で、庁内のアンケート、職員のアンケートでございますけれども、これは全職員を対象にいたしまして、所管以外の事務事業、これについての提案をアンケートいただいております。この方法は庁内ランを使いまして行ったものでございますけれども、その結果、提案者は2名ほど、2件の提案がございました。

それから、職員団体との協議でございますけれども、これまで2回ほど協議してございまして、これからも実施計画の策定等々については、また協議してまいりたいというふうに考えております。

それから、指定管理者の件でございますけれども、指定管理者制度につきまして、より効率的な施設の管理運営を図ろうとするものでありますけれども、その指定の基準につきましては手続きの条例にもございます。それに基づきまして適正に行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口浄児君 登壇】

○産業建設部長（山口浄児君） お答えいたします。

まず、担い手育成の件についてでありますけれども、ご承知のように19年度から米政策が大きく変わるということでありまして、今、大綱示されておりますけれども、まず認定と集落営農、この2つに絞ったものとなっております。ただ、中山間地域の規模拡大とか、それからこれまで転作田での役割を果たしてきた受託の問題、そういう問題等についても、まだ検討中ということでもありますので、国の方針がしっかり固まり次第農協さんと連携しながら早期にやっていきたいと。周知方を図って、地域の合意を得るようにしていきたいと、こう思っているところであります。

それから、プロジェクト化でありますけれども、19年度からでありますけれども、議員は18年度までということでもありますけれども、私自身はやっぱり18年の10

月頃までには遅くとも、それ以前にですね、プロジェクト化をつくって進めていかなければ、19年度からの体制には間に合わないのではないかと考えております。できるだけ早い機会に設置していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。13番

○13番（三浦一郎君） 2つの点でまたお聞きしたいと思います。

風力発電の関係のことなんですが、風の容量のことからいくと五里合地区はちょっと難しいし、野石地区は良さそうだということで入札参加までいったと思いますが、じゃあこれからですね、もうちょっと検討していただいて、可能性が出てくるというのはやっぱり野石地区だけにあと限定されていくのか。それとも、もっとですね、いわゆる男鹿中とか五里合地区の方でもっと可能性が出てくるのか、そこら辺のことをですね、わかる範囲でまたお聞かせいただければなと思います。

それから、あと担い手のことなんですが、国の考え方が固まり次第と言っても、国の考え方はもう大体はっきりしてるんですよ。平場だと個人で4町歩、団体だと2町歩となる。これはっきりしてるんですよ。あとは、いかにその条件不立地が例えば2町歩だとか、2町5反歩なるとか、団体だと半分の10町歩になるとかって、そういうことなわけだから、国の考え方も半分以上決まっているわけですので、しかも不立地については、これは特例的なことのようなですから、やっぱりあまり悠長に待っていてもですね、だめだと思いますので、もうはっきりしているわけだから、もう今からきちっと早めに動かないとだめなのではないのかなと思います。

それから、プロジェクトの件もですね、19年度から始まるわけだから、18年度の3月、だからいわゆる19年の3月までにきちりある程度できてなければいけないということなので、そうすればですね、今、部長の話だと来年の10月頃ぐらいからかなというようなニュアンスのようなんですが、そのあたりでね、本当にできてればいいんだけど、だから、そういう点からいくとですね、部長の感覚はちょっと現実に合わないような認識の仕方してるようなので、やっぱりプロジェクトは、例えば今年度中につくって、それで遅くとも19年の3月までは、きちり個人のやつはどうする、集落とか営農団体のやつはどうするかというやつでき上がってないと、これ対応できないわけだから、だからあれですね、国の考え方決まってるのに、ちょっ

と認識甘いし、それからプロジェクトもですね、あと今からやっていかなければ、それ1年以上かかると思いますよ。だから、その2点ですね。その件について、もう1回がりっとした少し答弁をお願いします。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 風力発電についてお答えします。

五里合地区につきましては、冬期間を除いては風況が弱いという状況でございます、もう1年、これからもう少し状況を見なければいけないというところです。それで、東北電力の方では18年度までのものについては、入札を終えているという状況でございますので、それ以降の売電の状況については、もう少し状況、様子を見なければいけないというようなことでございます。

したがって、ほかの方の施設、現在調査しているところも、これからもう少し調査を続けるという状況でございます。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口浄児君 登壇】

○産業建設部長（山口浄児君） お答えいたします。

まず、担い手の方ですけれども、認定農業者と集落営農については、まず、基本的なことは決まっておりますけれども、先ほど申し上げましたように中山間地域の規模拡大の問題とか、転作の関係の受託の組織の問題、そういう問題まだはっきり決まっておりません。それらが示された段階で早期に行動してまいりたいと、こう思っております。

それから、プロジェクトの件でありますけど、三浦議員ご指摘のとおりであります。私舌足らずで大変説明不足ですみませんけれども、まず10月までには、それはすべて終えていなければならないということでありまして、1日も早く立ち上げていきたいと、こう考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉本博治君） 13番三浦一郎君の質問を終結いたします。

次に、34番中田謙三君の発言を許します。34番

【34番 中田謙三君 登壇】

○34番（中田謙三君） 私は、山と言えはなだらかな稜線を描く寒風山を見て育ちま

した。新男鹿市となり早8カ月、真山、本山、毛無山があり、ふるさと男鹿は、山、川、そして里山にはぐくまれ、生活の源でもある名水、滝の頭を有し、豊かな漁業資源に恵まれた日本海、また、米、メロン、和梨、葉タバコなどの男鹿を代表する特産物を生産し、観光においては、なまはげは秋田を代表する伝統文化であります。

そこで、通告に基づいて新和会の一会員として、私の視点で感じたことを質問いたします。

1点目は、自然、文化、食を大切にする観光交流都市を標榜する新男鹿市において、早い時期に花、木、鳥の制定と魚の条例制定について考えを述べてみたいと思います。

新男鹿市が誕生して8カ月になりますが、まだ男鹿市の花、木、鳥は制定されていないようです。あわせて秋田を代表する特産のハタハタであります。ご承知のとおり平成4年から3年間自主禁漁に踏み切り、その期間は稚魚の放流が行われ、育てる漁業を実践してきたと聞いており、秋田県、あるいは地元漁民の取り組みは高く評価され、ことしも季節ハタハタ本体が接岸し、浜は一気に活気づいています。平成14年12月には、秋田県の魚に制定されており、近年では資源の回復もみられる半面、大衆魚から高級魚と様変わりしてきております。旬のハタハタ汁、ブリコ、しょっつるのおいしさ、そしてハタハタ寿しなど、食文化の継承が望まれます。この秋田を代表する食文化であるハタハタを男鹿の魚として条例を制定し、漁業振興として行政サイドから将来にわたって、先人の英知を継承していくことが必要であると考えますが、市長のお考えをお聞かせ願えれば幸いです。

あわせて、北浦沖、申川沖のくろもは、男鹿の海の宝物であると考えております。海藻条例、くろもの指定の考えはないのかも伺いたします。

2点目は、1点目とまた、吉田清孝議員と重なる部分もありますが、観光と地産地消の取り組みについて伺います。これから申し上げる2点については、私の提案として述べるものであります。豊かな農産物、そして海からの贈り物を男鹿の財産として残すために取り組んでほしい事案であります。

1つ目としては、ハタハタ豊漁祭の開催であります。旬のハタハタ汁のおいしさ、ブリコ、しょっつるのうまさを、おいしさを祭を通して県内はもとより全国に発信できないものでしょうか。

2つ目として、ふるさとの食材を使ったレシピ、なまはげ弁当、そしてふるさと特

産品コンクールなどの募集など、1つでも政策として取り上げられないものかと考えます。

3点目は、地域コミュニティの取り組みについてであります。

少子高齢化が急速に進展する中、地域においては、さまざまな課題が山積しております。その中で頑張っているのが町内会の役員であります。町内会の役員の一助として、あるいは町内会と行政との調整役として、旧若美町で組織されていたまちづくり懇談会の中での町職員による担当参事制を、市職員により市全体で導入する考えはないものかお伺いいたします。日常的な町内活動を通して、町内会役員との信頼関係の構築を図りながら、災害時には町内会役員と迅速かつ機敏な対応ができる組織機構の考えがあってもいいのではないかと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

4点目は、農林漁家の所得5パーセントアップの目標を掲げてスタートした佐藤市政、1年目にして米価の下落、メロンの安価、和梨は数量、販売額ともに平年と比較し5割以上の落ち込みで、2年連続の大幅な減収、葉タバコの販売量も前年度より落ち込んでいるとの情報もあり、農協の精算もおぼつかない状態です。地域経済が冷え込んでいる中、どのような地域活性化の方策があるのかお伺いします。

私は、公共事業の投資は地域の活性化に結びつくものと考えます。そこで市営住宅鶴木団地の指名入札についてお伺いいたします。

合併前より継続的に行われてきた事業であるにもかかわらず、どうして地元の工務店が指名から外れたのかであります。関連の業種の方々も大勢おり、地域の活性化にも期待できるものがあつたと思うと残念でなりません。今後もこのような考えのもとで事業を進めていくのかお尋ねいたします。

最後に3月の合併以降の議会での審議や広報おがの紙面を通して感じることは、地域の一体化が叫ばれているものの、市民は実感として一体化を感じているのでしょうか。広報おがの最後のページに掲載されているふるさと地名散歩に菅江真澄の標柱もたったので、若美地区の記事もあつてもいいのではないのでしょうか。また、皆さんの声をお待ちしていますとあるものの、市民の声が果たして市政に届いているのでしょうか。個人情報を守らなければなりません、広報わかみにあつた戸籍だよりやお悔やみ欄などはあつてもいいのではないかと考えますが、提案として受けとめていただければ幸いです。

以上、市当局の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） それでは、ただいまの中田議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問の第1点は、新市の花、木、鳥と魚の条例制定についてであります。

まず、花、木、鳥の制定についてであります。合併協定書の慣行の取扱いの中で、市の木、花、鳥、歌、憲章及び宣言につきましては、新市において必要性を含め、新たに制定するかどうか検討することとされたものであります。このことから庁内で検討した結果、新市の花、木、鳥、市民歌及び市民憲章につきましては、市民、各種団体及び学識経験者などから構成する検討委員会を設置し、協議していただく考えであります。

また、市の魚、海藻につきましても、関係各位のご意見を伺いながら、検討委員会で検討してまいりたいと考えております。

なお、本定例会に検討委員会にかかる予算を提案いたしているところでございます。

ご質問の第2点は、観光と地産地消の取り組みについてであります。

まず、ハタハタ豊漁祭の開催についてであります。ハタハタ漁は3年間禁漁後の平成7年9月からは、毎年漁獲枠を決め、とりながら増やす方法を行った結果、現在では漁獲量が3千トンを超えるまでに回復しております。これに伴い、漁協北浦総括支所が平成13年から仲買人組合などの協力を得て、ハタハタ漁の期間中、2日程度同支所隣接地において産地直売を実施しておりましたが、ことしからは漁期の期間中に販売する予定と伺っております。

一方、男鹿温泉郷協同組合等で組織する男鹿冬季誘客対策実行委員会では、冬季観光振興事業として、漁協北浦総括支所近くに観光番屋を設置し、温泉を利用する県内外の宿泊客などにしょっつるやハタハタ寿しを堪能できるハタハタ満喫企画を実施し、旬のハタハタのおいしさを県内外にも広くPRしているところであります。

次に、特産品出品物の募集についてであります。市では男鹿市物産開発促進協議会と連携しながら、地域の資源を活用し、男鹿らしさにこだわった商品開発のため、男鹿地域特産品開発コンクールをこれまで5回実施しております。コンクールに出品された商品は139品で、最優秀賞には男鹿梨ワインケーキ、味付けギバサ、アンプ

ラ饅頭、ピリ辛鬼っ子漬け、鰯めしが選ばれており、既に特産品として商品化され、男鹿半島味楽来便やホームページなどで、全国に販売されております。ご提言のふるさとの食材を使ったレシピの募集や、なまはげ弁当の商品開発につきましては、今後男鹿市物産開発協議会と、その可能性について検討してまいりたいと存じます。

ご質問の第3点は、地域コミュニティの取り組みについてであります。

若美地区で実施していた担当参事制と町内会の防災組織機構についてであります。旧若美町では町内会と行政との一体化を図るため、各町内に町職員を担当参事として配置し、町内会の育成や災害時の情報収集、町と町内会の連絡調整、各種団体の育成などを行っており、新市においては若美総合支所及び各出張所の職員が担当参事と同様の役割を担っているところであります。市の職員が地域住民との対話を深め、多用化する地域のニーズを的確に把握し、市の施策事業に反映していくことは、大変重要なことと認識いたしておりますので、今後とも支所、出張所の適切な対応と、職員に対して、それぞれの地域で積極的に地域活動に参画するよう促してまいりたいと存じます。

ご質問の第4点は、地域活性化についてであります。

まず、地域活性化の方策についてであります。景気は全国的には回復基調にあると言われているものの、本市の産業経済は依然として厳しい状況にあるものと存じております。このことから農業では需要に応じた売れる米づくり、複合作物の振興による個性ある産地づくり、地域の実情に応じた担い手の確保、育成、基盤整備事業及び消費者ニーズに対応する生産、販売体制の確立など、漁業ではつくり育てる漁業、担い手の確保、育成、産地直売、水産加工技術の向上と基盤整備など、また、観光産業では男鹿温泉郷環境整備事業、観光案内所の設置、旅行商品企画の創設、誘客宣伝などを推進してまいります。さらに、地場産品の販路拡大、特産品の開発、雇用の場の創出などに取り組むとともに、下水道事業や公共住宅建設事業などの投資的事業を推進するなど、新市建設計画の諸施策事業を実行し、産業の振興を図り、地域活性化に努めてまいりたいと存じます。

次に、指名入札についてであります。このことにつきましては、取扱いが旧市町に差異があったことから、合併協議において男鹿市の例により統一することとし、新市において男鹿市建設工事入札制度実施要綱を策定したところであります。その中で、

指名競争入札参加資格者の等級格付けについては、当分の間、秋田県の格付けを準用することとし、秋田県の格付けのない業者については登録業者として取扱うことといたしており、現在、各種工事等の入札にあたりましては、指名審査委員会において本要綱に基づき、各工種ごとに等級格付け及び金額の区分に従って業者を指名いたしております。このようなことから、これまで旧若美町において指名されていた業者であって、秋田県の格付けがなく、登録業者として区分されている業者は現制度においては指名されないこともありますので、今後、県の格付けが取れるよう指導してまいりたいと存じます。

次に、広報おがにかかわる一連のご質問についてであります。

まず、紙面を通じての所感についてであります。私もまだすべての市民の皆様が地域の一体化を実感するところまでは、きていないと感じております。長い歴史を有する2市町が合併したことから、今しばらく時間を要するものと思っておりますが、今後ともさまざまな機会をとらえ、地域の速やかな一体性の確立に努めてまいりたいと存じます。

次に、ふるさと地名散歩欄への若美地区の記事の掲載についてであります。現在、船川地区について掲載中であり、これが終了次第若美地区を掲載する予定となっております。

次に、市民の声についてであります。掲載記事に対する問い合わせのほか、さまざまな要望や提言が寄せられております。これらにつきましては、その都度、適切に対処しているところであります。

次に、戸籍だよりやお悔やみ欄の創設についてであります。このことにつきましては、紙面の確保や個人情報保護の問題などがあり、今後検討課題とさせていただきたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 再質疑ございませんか。34番

○34番（中田謙三君） 条例制定の方は予算も提案されており、前向きな発言をいただいておりますので、ありがたいことだなと思っております。何とか、くろもの条例の方まで考えを進めていただければありがたいものだなと思っております。

2点目の地産地消の取り組み、今回ハタハタの観光番屋、記事に載っておりました

けれども、私はもっとやっぱりPRする必要があるのではないかなと思います。何で、私が今回ハタハタ豊漁祭と銘打って質問させていただいたかという、やっぱり鯛祭は有名ですよ。ところが、産地の直売をしているというようなお話ですけども、ハタハタのやっぱり何と言うかな、もっとPRが必要なかなと思いますので、何とか民間で取り組んでおります観光番屋、行政からも積極的な支援があって、もっと大々的にやっていただける、そういうふうな余地があると思います。そのこともあわせてお尋ねしたいと思います。

また、先ほど、いろんな商品開発がなされてワインケーキとか鯛めしとか、そのことを言われてますけれども、私はやっぱり地元での理解度、認知度がなかなかこういうのはブランド化、先ほど吉田議員も話しておりましたけれども、ブランド化につながっていかないのかなと思います。

私も情報不足ですけども、先般、男鹿で和牛の生産がなされて、秋田錦牛というふうな名前でもって販売促進のPRをしてございました。秋田錦と言われて、すぐ和牛と気づく方は、私はそう多いとは思いません。やっぱりそういうふうな意味で、何とか地元での認知して、そしてまた売り込んでいくというか、そういう考え方が必要だと思いますので、その点もまた、あらためて事業推進に向かって努力していただければありがたいものだなと思います。

あと、担当参事制、このあと考えていただくような話ですけども、やっぱり先ほど吉田議員も話しておりましたけれども、地域の活性化が、このあと何というかな、地域のコミュニティーの形成につながっていく、私はそのように思っております。何とか活動をしている町内会に対しては、先ほども吉田議員の質問にも答えておりましたけれども、積極的にやっぱり助成していただいて、地域としての連体感をはぐくんでいただければありがたいものだなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の大まかな話の中での地域活性化の方策はということお尋ねいたしました。市長は、私なかなか書き留められないんですけども、先ほど、地域活性化の方策を問うた際においては、4月から同じ文面ですよ。4月、9月、今回私12月、すべて同じ文面だったと思います。そしてまた、しかるに景気が低迷している。これは私も実感してわかっているように思います。やっぱりこういうことでなく、何かしらやっ

てきてて、というか、やっぱり成果を上げないと、こういう問題は評価されないと思います。何とか具体的な手順というか、何というか、手法は難しいと思いますけれども、4月も6月も9月も同じような話ではなかなか前に行かないのではないかな。厳しい言い方しますが、そう思いますので、何とか議会も一緒になって、私どももそういう知恵を出していきたいと思いますので、もっとわかる提案の仕方をしていただければありがたいと思います。

また、指名入札、合併協でこういう形で進んだんだよということで、それは理解できますけれども、私が言いたいのは、今まで継続的にやってきてて、不都合なくこの住宅は完成して、地域に喜ばれてきていると思います。そのことが結果として秋田県の格付けだ、それから登録業者というふうなそういうふうな中で指名、言葉よくないわけですが、結果的にそうなっているということ。このあと、県の格付けがとれるようにしていくというようなことですが、やっぱり業者の方々も私の声に、私の耳に届く声の中には、そのことをわかってないわけですね。そのあたり、私の耳に届くのがちょっとずれてるのかもしれませんが、やっぱりそういうふうなことを考えて業者の育成というものもあっていいのではないかなと思いますので、その点、改めてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 再質問にお答え申し上げます。

まず、ハタハタのPR、そしてまた観光番屋のPRですが、これはまた関係者とよく協議しながら、今後認知できるように一生懸命支援していきたいと宣伝、PR、頑張っていきたいと思っております。

それから、特産品の地元の認知ということでございましたけども、こちらの方も地元で理解できるような方法、いろいろまた市報の活用だとか、いろいろ方法考えながら、地元で認知してもらうように努力してみたいと思っております。

それから、地域活動のご支援でございましたが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、合併の支援の中で、機縁をつくることもありますので、これらを活用しながら、地域のいろんな事業に積極的に支援してまいりたいと思っておりますので、よろしく

お願い申し上げます。

それから、いろいろと地域活性化について、さまざまなタイトルは申し上げましたけれども、いつも同じだということでしたが、これはあくまでも建設計画にのっとった計画、方策は何かとお尋ねでしたのでお答え申し上げましたが、今後この建設計画を積極的に推進していくことが、地域の活性化に結ぶものと考えておりますので、議員の皆様からのご協力をいただきながら、予算化して、事業を積極的に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、あと入札のことに关しましては助役が答弁いたしますので、よろしく願います。

○議長（杉本博治君） 佐藤助役

【助役 佐藤文衛君 登壇】

○助役（佐藤文衛君） 中田議員の入札に関する再質問にお答えをいたします。

先ほど市長の答弁にありましたように、合併協において男鹿市のおりと、当分の間例に準ずるということで決定をみてます。一番最初に合併して、確かにそういった不都合があったわけでありまして、正しいのは、私は男鹿市の例が正しいのではないのかなと思ってます。それは旧若美では、やっぱり人口規模、それから業者の数も少なかったがゆえに、そういった苦肉の策でそういった方式を若美独自で取って取りました。そういった場合、いろんな入札の問題がありますと大変我々当局としても困るわけでありまして。そういったことでも、地元育成ということで何とか若美時代にはそうやってきた経緯があります。それで今、例によるといいますと、登録業者すべて入札から、すべてではありませんけれども漏れていくことになるわけでありまして。合併して一番最初にそういったことで市民のことを考える庁内の委員会の中では話題になったわけでありまして。ただ、当初、当分の間、男鹿市の例によると言っていましたので、我々も旧男鹿市の職員も皆で考えた場合、これはもう1つ何とか新たな独自の対策を講じなければいけないのかなと、こう考えているところであります。今は、A、B、C、これしかないわけでありまして、県はこれしかないし、男鹿市も今これしかないわけでありまして、これにもう1つDというランクを加えて、その中のいろいろなやっぱり会社の規模もあります。そういった中で、どう区分けしていくかという問題もございまして。何とか来年できるのかどうかということも、今検討してご

ございますので、そういったことを考えながらやっていきたいと思っておりますので、そのことに関してはご理解をいただければなと思っております。

以上であります。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。34番

○34番（中田謙三君） 私は、最後の方から入っていきますけれども、指名入札の話から入っていきますけれども、せめても今のような話をね、私はこの合併の経過、期間であるこの1年の中で、やっぱりある程度業者の方々にも頑張ってもらっていて、業者育成の観点から格付けなり、そういうものが取れるようなことをしていくのが良かったのではないかなと思います。何とかそういう意味で、今対策を講ずるとか、来年でできるのかというふうなことですけれども、やっぱり私にはそういう声が聞こえてきますし、今指名委員長であられる助役にも、そういう声が届いているのかなと思いますので、何とかそういう意味で、やっぱり努力してる方に対しては、そういう機会を与えていただければありがたいのかなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ブランド化の話出まして、市長にちょっとお尋ねしますけれども、市長は県外にお土産に持って行く際、四季折々何を持って行かれて男鹿のPRに努めておられるのか、その点だけちょっとお尋ねして質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 最後の質問であります、手で持って行くと大変ですので、宅急便でまず送ったりしてありますが、特にその季節季節、例えば春先、五、六月頃あたりは鯛ですし、また、冬なればくろも、そしてまたタラ、ハタハタ、それからメロン、いろいろなものを、その四季折々に活用しながら、全国にお土産としてお送りしているところでございます。

○議長（杉本博治君） 34番中田謙三君の質問を終結いたします。

次に、12番船木重秋君の発言を許します。12番

【12番 船木重秋君 登壇】

○12番（船木重秋君） 端的に質問を申し上げたいと思います。先般以来、通告しております3件について、積極的な市の考え方を示していただければありがたいと思

ます。

1点目の保量川等浸水被害に伴う市民からの要望書についてでございますが、これについては、先般、市の方へ意見を出されておると思いますし、具体的にそれぞれの説明を求めます。

まず、1つ目の行政による市民への避難勧告、注意勧告の徹底、2つ目の河川管理者たる市長の責任、3つ目の市の防災、災害対策の強化、4つ目の行政業務の任務というような大題で質問してまいりてでございますが、保量川沿いの住民は、昨年9月30日、本年度8月15日をはじめ、過去にもたびたび洪水の被害に遭っていると聞いているが、これについては、当局も十分認識していると思うし、住民の生命と財産を守るための対策を講じなかったのはなぜか。開発により、30年前の地形と現在の地形は大きく変わっておりますが、既存の住民地域に与える影響と環境整備を考慮しなかったのか。保量川上流の管理を怠っているための山崩れを起こす、その流木等が氾濫の原因となっていると思われるが、これに国、県に対して早期に解決を講じるべきであるが、当局の考え方を示していただきたい。

また、これまで何回ほど県に対し陳情をしたかをお示し願いたいと思います。

また、先般、10月24日のその地域の懇談会の席で数年前に保量川の氾濫があり、改修する旨を文書で回答してると伺っております。その文書については、助役ほか、確認していると思うが、何年何月何日に回答書を、その地域の住民に示しているか示していただきたいと思います。

8月15日に発生した災害を教訓に、関係機関はもとより全職員が一丸となって対応して応援、救援にあたるべきと思うがどうか。このことについては、あとほどまた質問したいと思います。

2つ目の、2番目の行政改革大綱についてでございますが、市を取り巻く社会経済は、人口の減少、少子高齢化の進展、雇用情勢の逼迫など、課題が山積し、これらへの対応が急務となっている。国の三位一体改革により、国庫補助負担金、地方交付税の大幅な削減が予想されるなど、小泉総理誕生以来、急激に地方財政が悪化したように思われるが、しかし、地方としては、その地域の特性を活かし、自治運営を行わなければならないと思います。改革を行っても、基本的には市民あつての行政であり、行政が市民サービスを忘れないと思うが、この点については十分考慮しながら業務執

行をしていただきたいと思います。このような環境とはいえ、これまで国、県に対し、雇用の場を確保するための企業誘致等の要請は、また交渉したことがあったらお示し願えればありがたいと思います。

日本一の景勝地を持つ当地北部地区に別荘団地の開発等を推進してはどうか。北部地区に限ったことではないが、空き家も散見され、これらの解消対策にもつながると思われませんが、どうか、お考えを示していただきたい。

財政健全化対策について、先般総務委員会で茨城県筑西市及び結城市を視察してまいりました。1市3町で合併した筑西市の例を課題とし提起いたしたいと思います。

市の行政改革実施案を見ると、定員管理と給与等の見直しなどを掲げているが、市長部局で現在434人の職員を、平成22年4月1日までに368人としたいと計画されております。算定根拠は何かお伺いします。筑西市では人口を基本に職員配置を考えており、職員1人に対し住民160人と、あるいは将来180人というようなことを言われております。人口を基本に考えた場合、当市職員は227人で対応できるのではないかと思います。

また、議員報酬については、在任期間のため、それぞれの市町の報酬の考え方で省かせていただきますが、当市とは人口を基準として、私なりに申しわけございませんが、市長報酬を参考に計算してみると、市民1人当たりの市長報酬負担額は筑西市は128円、当市は380円である。これらのことを考えると、英断をもって行政改革に取り組まなければならないと思いますが、どうですか。

また、職員について地区外に居住する職員がいると聞いているが、いるとしたならば住所移転しなければならないと思うが、その辺をどう考えておられるかお示し願いたいと思います。

少子高齢化の進行及び人口減少はますます加速すると思うので、今後の実施計画については、人口推移を基本に考えなければならないと思うが、この点についてお示し願えればありがたいと思います。

3つ目として、みなと市民病院の経営継続についてでございます。

9月定例会でも病院経営改善について質問したが、より効率的な病院経営を目指すという市長の答弁でした。先般、11月20日の魁新聞を見て驚きました。これまで、泌尿器科、眼科、皮膚科、精神科、耳鼻咽喉科医師については、秋大から週一、三回

の応援を求めていると。医師不足に加え、今回、内科、産婦人科、神経内科医師が退職するようだが、これからのことについて、どう対応するのかお示し願いたいと思います。

1つ目として、常勤医師は何人になるのか。

また、13科中、常勤専門医師は何人か。

3つ目の8科の医師が、週一、三回の派遣医師で病院経営できるか。

4つ目として、今、叫ばれておる日本病院機能評価申請をしているのか。

このような病院の環境で病院経営の継続ができるのかどうか、継続すると考えているならば、基本計画を示していただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

まず第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） それでは、船木議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問の第1点は、保量川の浸水被害に伴う市民からの要望についてであります。まず、住民の生命と財産を守るための対策についてであります。県道から下流JR鉄橋までは平成8年度と平成9年度に公共下水道の雨水幹線として整備しております。また、上流部につきましては、県と事業採択について協議したところ、機能の確保とあわせ親水護岸への改良、水路上部を歩道にするなど、都市部に適応するようなものでなければ難しいとのことから、平成11年度に計画の見直しを行ったものの、親水護岸化への用地不足と、水路上部の歩道利用は住民の理解が得られなかったことから、事業実施に至らなかったものであります。

しかし、平成16年度から都市部の浸水対策として、国の補助対象事業の適応範囲が拡大されたことから、今年度事業認可の変更を行い、平成18年度実施設計、平成19年度から工事に着手できるよう国、県に要望しているところであります。

次に、開発による既存の地域住民に与える影響と環境整備についてであります。

市では開発による秩序のない市街化を規制するほか、環境の破壊及び災害を防止し、公共施設の整備促進を図るため、土地造成や給排水施設等について事業者が行うべき必要事項を定め、健全かつ秩序ある良好な市街地の実現に努めているところであります。

す。

次に、保量川上流の管理についてであります。これまで流水を阻害する崩落土砂や流木などの除去を行っておりますが、8月15日の集中豪雨で崩落した小沢田川の法面につきましては、国にただちに河川災害復旧事業として申請し、その後、国の現地調査を終え、本定例会に予算を計上いたしております。また、文書での回答期日についてであります。平成11年10月7日付けで回答いたしております。

次に、災害時における職員の対応についてであります。災害が予想される場合や発生時には、市の地域防災計画に基づき、県及び消防署、警察署、消防団などの関係機関と連携を密にしながら対応しているところであります。今後は、このたびの教訓を生かし、市職員が速やかに各家々に戸別訪問し、住民に対し注意、喚起をするとともに、被災された方々の災害ごみの撤去や清掃、消毒などの復旧作業につきましても、積極的に被害者援護をしてみたいと存じます。

ご質問の第2点は、行政改革大綱についてであります。

まず、企業誘致等の要請、交渉についてであります。このことにつきましては、財団法人農村地域工業導入促進センターや県企業誘致促進協議会及び東京産業観光センターなど、国、県の関係機関と連携しながら、誘致活動に努めております。本年度の活動としては、県企業誘致推進協議会主催による東京や名古屋で開催された企業実地セミナーや、県進出企業との懇談会などに参加し、企業情報の収集や意見交換、誘致PR活動のほか、首都圏男鹿の会やふるさと若美会、春日井市秋田県人会での情報収集などを行ったものであります。さらに、既存企業の本社及び物流やリサイクル関係の首都圏に本社のある企業を訪問するなど、誘致活動に積極的に取り組んでいるところであります。

また、本年度から実施している地域提案型雇用創造促進事業の推進により、企業の創出を図り、雇用の場の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、別荘団地の開発等についてであります。市では行政が主体となった宅地造成には取り組まない方針を定めており、民間主導による宅地開発に期待し、適切な開発指導にあたってまいりました。ご提言の北部地区は国定公園の規制などもあり、これらを考慮した場合、市が別荘団地を開発することは困難であると考えております。

次に、職員の定員管理についてであります。男鹿市と若美町との合併協議の中で、

人件費試算において、10年で146人削減することといたしております。この職員削減数を目標値として、今後の退職者数の動向や採用予定などを考慮し、今後5年間で66人の削減を図るというものであります。

次に、私の報酬についてであります。私を含めた特別職の報酬につきましては、経済情勢や他市の状況を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

次に、地区外に居住する職員についてであります。職員採用試験を実施する際の受験資格としては男鹿市に居住、または採用後には男鹿市に居住することを条件といたしております。地区外に居住する職員は、その後、結婚や住宅取得などの個人的な理由で移転しているものであり、法律上、居住移転の自由が認められていることから、住所を市内に強制的に移転させることは困難と考えております。

次に、今後の実施計画についての人口推移を基本に考えるべきとのご提言ですが、ご承知のとおり人口は地域社会のすべてにかかわるものであり、行政運営上、もっとも基本であると認識いたしております。このため、実施計画の策定にあたりましては、今後とも人口の推移をはじめ、市の財政状況や国、県の動向などを的確にとらえながら進めてまいる考えであります。

ご質問の第3点は、男鹿みなと市民病院の経営継続についてであります。

まず、常勤医師数についてであります。先ほどもお答え申し上げましたとおり、来春、神経内科、産婦人科、内科医師が退職した場合、現在10名の医師が充足できなければ7名体制となります。現時点での常勤医師は内科3名、外科3名、神経内科1名、産婦人科1名、整形外科1名、小児科1名となっており、退職により神経内科、産婦人科の常勤医師が不在となります。

次に、神経内科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、皮膚科、泌尿器科の7科が非常勤派遣医師で対応する事態になると、入院患者を受け入れられないため、入院収益が大幅に減収することが予想されます。

次に、日本病院機能評価申請についてであります。このことにつきましては、受診項目が多岐にわたるため、当院では申請いたしておりません。

次に、病院事業の継続についてであります。みなと病院は、市民の命と健康を守るため、重要な施設として継続させ、まずは医師確保と不良債務解消が急務と考えており、これらに対応しながら諸課題の解決に向け、私を先頭に病院全体で強力に取り組

み、市民が安心して利用できる病院づくりに最大の努力をしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 再質問ありませんか。12番

○12番（船木重秋君） 先般の9月の定例会でも、この保量川について質問したわけですが、きょうの説明、答弁の中で小沢田川というようなことが出てまいったわけですけれども、私としては、先般の被害の状況確認のため、駅前からずっと上がってまいりました。あの上流、保量川の右手の方へ入るところの環境があまり良くない。それをまず1つ、あれは清掃することによって、何とか解決するのではなかろうかなと。お話を承るところでは、小沢田川は、先般の助役を筆頭にして24日の懇談会の中ではサイホンで駅前まで掘り通すというようなことなどもございましたけれども、その上の馬生目の方から来る舗装道路を雨が走って来た場合、やはり右手の方へかなり下がるのではなかろうかと。その改善策をどう講じるのか。この辺を示していただければありがたいと思います。

あわせて、市長はまだ男鹿市についての中心市街地は船川だろうというように認識されておるはずです。その船川の地域の環境がこんな態勢の中でいいのかどうか。この辺をきちっと示していただければありがたいと思います。

2つ目の行革にかかわることなんですが、行革については、やはり人口減少にもかかわらず、また、66人程度の職員の減というようなことであっては財政事情が許すのかどうか。やっぱり人口に比例した職員配置をするべきではなかろうかなという感じがいたします。この辺の考え方、先般、我々の総務委員会でも視察した茨城県の筑西市の場合でも、やっぱり人間あつての行政だと。それを基本に説明していただいております。そこら辺、具体的にいろいろあるわけですが、全く本当に市長には、申しわけございませんが、市長の報酬だけ参考にしたわけですが、それを誤解のないように解釈していただきながら、答弁をしていただければありがたいと思います。

また、みなと市民病院については、この最後の4番目で示しておる日本病院機能評価申請というのは、他の病院から、この病院は立派ですよという評価の仕方の審査請求でございますし、それに近づけるための、今、先ほどの答弁にもあったように、医

療、意思の充足率なり、いろいろあるわけでございますけども、いち早くやっぱり市民から認知された市民病院であるということを認めさせるためには、そういう第三者認定機関から高い評価を得られるような努力をしていただきたいというのが、この質問の一端でございますので、今後の本当のこの病院がどうなっていくのか、本音を聞かさせていただければありがたいと思います。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 再質問にお答え申し上げます。

まず、保量川の上流部のお話でございました。これにつきましては、保量川については、これからまた、議員おっしゃいましたように幹線の排水は工事でやったわけでございますが、上流部また調査させていただきまして、対応を検討してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それから、船川地区という私の出身地でございまして、私も一生懸命やらなきゃいけないわけですがけれども、今後、特に住民が困っていることについては、真摯に受けとめまして対応するように努力していきたいと思っております。特にこの保量川、金川川につきましては、積極的に今後改築してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、行政改革についてのお尋ねでございました。当然、市の発展なる基礎は人口であります。それで、行政改革もこの人口の変動をよくとらえながら、今後行政改革も推進していかなきゃならないと考えておりますので、その辺も十分認識しながら、行革に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それから、病院の機能評価申請でございしますが、私もあまりよく、この件わからなくて、局長の方からもいろいろ調べてもらったんですが、例えばISOだとか、いろいろ取らなければいけないものがたくさんあるそうで、これらを取るとすればまたいろいろお金がかかったり何だりということで、いろいろ審査項目が相当あるそうです。これらになかなか、みなと病院の現状で対応しきれないところがあるので申請しておりませんが、今後、これらに対応できるようなことも調査し、十分研究してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。12番

○12番（船木重秋君） これは要望になります。

先回の病院の一般質問にも出しておりますけれども、やはり市民にとって欠くべからざる病院、厚生施設でもあるし病院でもあるので、先ほどの質問の中ではいろいろ介護の体制、これらのこと等も指摘されております。こういうことのないように、しかもやっぱり認められた病院になるためには、看護師、医師、あるいは事務局、それらの方々が手を携えながら、やっぱりこれほど落ちた病院で、言葉悪いんですけども下がった病院でございますので、再建のために最善の努力をいたしてもらうことをお願いして質問を終わります。

以上です。

○議長（杉本博治君） 12番船木重秋君の質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。明日7日午前10時より本会議を再開し、引き続き一般質問を行うことにいたします。

本日は、これで散会いたします。

午後 2時54分 散 会